

議 事 日 程 第 2 号

平成24年2月29日（水）午前10時開議

日程第1 代表質問

本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	佐 藤 兵 議員	2 番	高 橋 義 和 議員
3 番	小 久 保 広 信 議員	4 番	我 妻 徳 雄 議員
5 番	木 村 芳 浩 議員	6 番	高 橋 嘉 門 議員
7 番	小 島 卓 二 議員	8 番	高 橋 壽 議員
9 番	白 根 澤 澄 子 議員	10 番	佐 藤 忠 次 議員
11 番	遠 藤 正 人 議員	12 番	堤 郁 雄 議員
13 番	工 藤 正 雄 議員	14 番	齋 藤 千 恵 子 議員
15 番	島 軒 純 一 議員	16 番	海 老 名 悟 議員
17 番	相 田 克 平 議員	18 番	渋 間 佳 寿 美 議員
19 番	相 田 光 照 議員	20 番	中 村 圭 介 議員
21 番	山 村 明 議員	22 番	鈴 木 章 郎 議員
23 番	山 田 富 佐 子 議員	24 番	佐 藤 弘 司 議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	町 田 富 保
会 計 管 理 者	渡 部 秀 丈	総 務 部 長	小 林 正 夫
企画調整部長	山 口 昇 一	市民環境部長	須 佐 達 朗
健康福祉部長	菅 野 智 幸	産 業 部 長	斎 藤 友 久
建 設 部 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	船 山 弘 行	総合政策課長	我 妻 秀 彰
水 道 部 長	松 村 孝 義	病院事業管理者	芦 川 紘 一
市 立 病 院 長	加 藤 智 幸	消 防 長	渡 辺 克 己
教 育 委 員 会 長	高 橋 英 機	教 育 長	原 邦 雄
教育管理部長	神 田 仁	教育指導部長	土 屋 宏
農業委員会会長	伊 藤 精 司	農 業 委 員 会 長	黒 田 淳
選挙管理委員会 委 員 長	金 屋 慶 助	選挙管理委員会 事 務 局 長	唐 澤 一 義
代表監査委員	高 野 欽 一	監 査 委 員 長	佐 藤 利 信

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	根 津 文 男	事 務 局 次 長	吉 田 博 美
副 主 幹 兼 議 事 調 査 係 長	高 野 正 雄	庶 務 係 長	松 田 順 子
主 査	堤 治	主 任	後 藤 誠 一

午前10時00分 開 議

○佐藤 兵議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第2号により進めます。

.....

日程第1 代表質問

○佐藤 兵議長 日程第1、代表質問を行います。

順次発言を許可します。

一新会代表、16番海老名悟議員。

〔16番海老名 悟議員登壇〕（拍手）

○16番（海老名 悟議員） おはようございます。

私、一新会代表の海老名悟です。このたびの3月定例会におきまして、代表質問をさせていただきます。

早いもので、2月もきょうで終わりです。としの冬は、あの18豪雪と言われました平成18年の豪雪に迫る大雪となりました。雪にかかわる事故でお亡くなりになられた方やけがをされた方の数は、当時のものを超えてしまいました。半月ほど前まででしたら、皆さんも毎日毎日雪片づけ・雪おろしに追われて、どんなにやっても減らない雪を見つめてうんざりしていたかと思います。それもここ数日は、三寒四温の言葉どおり、多少雪が降ってもその雪が消えていく速度の方が速くなってきているようです。これも、一步一步春が近づいているということではないでしょうか。

季節の移り変わりというものは速く感じられるものですが、この議会での時間のたつ速さというものも非常に速く感じられます。私の所属します市議会会派一新会が結成されてから、既に5年の月日がたとうとしております。一新

会は、平成19年4月の統一地方選米沢市議会議員選直後に新人議員6名で結成されましたが、昨年の選挙を経まして工藤正雄、島軒純一、相田克平、渋間佳寿美、齋藤千恵子、相田光照、中村圭介、そして私、総勢8名になってからも会派名を変えず、引き続き市政改革と市民生活向上のために行動しております。

今回の代表質問で表題にも入っております「持続可能な米沢市」、これは我々一新会の命題とも言うべきテーマです。これからの日本は、人口減少と少子高齢化という問題を抱えながら進んでいくことが予測されています。そんな中で、一地方都市であるこの米沢市が持続可能な社会を実現して生き残っていくためには、あらゆる政策を考えていかなければなりません。これは非常に重要なことであり、かつ大変な作業だと思われます。しかし、今のうちから考え手を打っていかなければ、将来に禍根を残すことになります。

そこで、将来人口を踏まえた持続可能な米沢市を目指す市政運営について、行財政改革、産業振興、防災対策、病院事業のこの4項目から、市長当局の意志と見解を伺っていきたいと思います。ただいま申し上げました意志とは、事をなし遂げようとする心という意味での意志、つまり志であります。市政運営に当たっては、このなし遂げようとする心が根底にあるべきだと、私は思っております。

今定例会初日に行われました安部市長による平成24年度市政運営方針演説では、産業振興、コンパクトなまちづくり、安心・安全のまちづくり、市民こそ主役のまちづくり、この四つを基本方針として市政運営に臨むとありましたが、その根底になし遂げようとする心があったのか、正直私にはわかりませんでした。また、行財政改革については、市民こそ主役のまちづくりの最後の部分でわずか1行半ほど触れただけでした。平成20年度から取り組んできた第2期集中

改革プランは今年度で終了するものの、平成24年度からは新米沢市行財政改革大綱を策定して、さらなる改革に取り組もうとしており、将来を見据えた市政運営を考えるならば、行財政改革について市長御自身の思いを込めてもっと述べるべきだったのではないのでしょうか。

そこでまず初めに、行財政改革についてお尋ねします。

本年1月11日に、米沢市行財政改革推進市民委員会より本市行財政改革の推進に関する意見書が提出されましたが、その中の組織機構と人事管理制度の見直しにおきまして、「本市にとって最も重要な資源である「人財」たる市役所職員自身が、誇りと達成感を得られるような人事制度を構築できるよう、さらに工夫と努力を積み重ねられるよう期待します」という一文がありました。人材の「ザイ」を財産の「財」ととらえているところに、推進市民委員会の思いがあると思います。

このような意見を受けて、米沢市として人事評価をどのように改革しようとしているのかお答えください。また、現在既に実施されている全職員を対象にした勤務評定によって、何らかの変化や効果があったのかもお知らせください。意見書にもあったように、重要な資源である「人財」をどれだけ生かすことができるか、そこに人事評価の意味があり、行革の基本があると言っても過言ではないと思います。

続きまして、フルコスト計算書の導入について御提案申し上げます。

フルコスト計算書といっても、余り聞きなれない方もおられるかと思いますが、これは総務省で提案してきた行政コスト計算書を福岡県の大野城市が独自にアレンジしたものです。行政コスト計算書とは、市が1年間に実施した事務事業ごとに要した費用、つまり行政コストと、税金や手数料などの収入を明らかにした計算書のことです。この計算書に事業概要、指標の評

価、対象者及び受益者、コスト評価の4項目を加えて1枚のシートにまとめたものがフルコスト計算書です。

この計算書1枚を見ることで、事業の収支内訳はもちろんのこと、事業の目的から成果、達成度合い、受益者数と1人当たりのコストまでがだれでも一覧できるようになっています。また、民間コンサルタントと公募による市民や各種団体からの推薦者、市職員で構成される委員会でフルコスト計算書による事後診断を行うことによって、各種事務事業の改善点を明らかにし、次年度の事業計画と予算に反映させることができます。当然、予算編成においてもフルコスト計算書診断結果に基づく各課の実施計画を重視した査定がなされるため、各課の責任が明確になると同時に事業遂行に対する担当職員のやる気も醸成されているそうです。

このような事務事業の評価をすることによって、単に費用対効果を示すだけではなく、その事業が市民にとって本当に必要なものなのかどうかも判断できるものとなっています。

以上のような観点から、本市においても行政コスト計算書を導入し、米沢市独自のフルコスト計算書による事務事業の評価実施が行財政改革に資することになると考えますが、当局の見解をお聞かせください。

次に、小中学校の適正規模・適正配置についてお尋ねします。

米沢市の小中学校の児童・生徒数は年々減少しており、平成12年当時の小学校の児童数は5,838人だったのですが、11年後の平成23年には4,833人と1,000人以上減少し、同様に中学校の生徒数も同時期に3,081人だったものが2,601人に減っています。この少子化傾向は今後も続くものと予測されますが、そのような状況において本市はどのようにして小中学校の適正規模・適正配置を実施しようとしているのか、お答えください。

続きまして、定住自立圏構想に対する市長当局の見解をお尋ねします。

定住自立圏構想については、山形市を中心として上山市、天童市、山辺町、中山町の3市2町で、定住自立圏形成協定が締結され、具体的な共生ビジョンも策定されています。既に合併という手段が閉ざされた状態にあることを考えれば、行政機能に限らず民間機能も周辺市町村と共有していこうとする定住自立圏構想は持続可能な社会実現のために必要な政策だと思いますが、市長当局はどのようにとらえているのかお答えください。

それでは、次に産業振興についてお尋ねします。

地元商工業分野において、圧倒的大多数を占める中小企業の振興を図り、支援していくことは地域内経済循環という観点からも非常に重要なことであります。現在の円高が一過性のものではなく、恒常的なものになりつつあることから、今まで日本経済を先導してきた自動車や電気などの輸出産業はこれまで以上に海外に出ていく傾向にあります。このような経済状態において、国内しかも地方への企業誘致や工場進出が困難であることは明かです。

そこで、地元で頑張っている中小企業を支援して活性化を図っていく策が必要だと思いますが、市当局として地元中小企業の振興策についてどのように考えているのか、お答えください。また、中小企業振興の必要性を自治体のみならず、地元中小企業と市民の認識を高めるために、中小企業振興基本条例のようなものが必要となってくると思われますが、当局の見解はいかがでしょうか。

次に、農業振興政策についてお尋ねします。

本市に限らず農業を取り巻く環境は厳しく、農業従事者の減少と高齢化は、今後さらに進行するものと思われます。この状態が続けば、耕作放棄地が拡大していくことも必定です。しか

し、農業には私たちが生きていくために必要な食糧の安定供給という重要な役割のほかにも、国土保全や水源涵養、自然環境の保全など多面的機能も有しています。このように、農業の重要性は多岐にわたっており、将来を見据えた農業政策が必要です。

市政運営方針では、戸別所得補償制度の円滑な推進や有害鳥獣対策の強化、農業後継者や新規就農者への支援、おもしろなショップによる情報発信や販路拡大などがうたわれていました。いずれも、各種事業としては大切なものだと思いますが、私には対症療法のような気がしてなりません。米沢市の農業をこれからどうしていきたいのか、その土台になるような基本方針が見えてこないのです。市全体の人口減少や高齢化よりも、農業従事者の減少と高齢化はより深刻な状況になっていることをかんがみ、将来にわたって持続可能な農業を実現していくための方針が必要なのではないでしょうか。市当局が、米沢市の農業をどのようにしていこうと考えているのか、お答えください。

次に、今年度から実施されている雇用創造推進事業、いわゆるパッケージ事業についてお尋ねします。本市の有効求人倍率は、昨年12月に0.74倍となり、一昨年12月の0.50倍に比べれば少しずつではありますが改善してきています。しかし、正社員の有効求人倍率になると、県全体で0.36倍と低くなっているのも実情です。このような厳しい雇用情勢において、パッケージ事業はまちなかにぎわい、新産業創出、観光産業の活性化、これらを柱にして平成25年度まで実施される予定ですが、その間の雇用創出や将来的に継続して雇用できる場も確保できるものなのか、お答えください。

ようやく質問の3項目め、防災対策についてお尋ねします。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、津波による被害がどれだけ甚大なものになるの

か、私たちに衝撃をもって知らせました。そして、その津波によって引き起こされた原発事故は、避難指定区域にとどまらず広範囲にわたる避難を住民の方々に強いることになってしまいました。本市にも、福島県から3,800名を超える方々が避難してこられており、人ごとではありません。このたびの地震では、米沢市は奇跡的にも被害が少なく、ライフラインもすべて無事でした。しかし、地震はいつどこで起きてもおかしくはないわけで、この米沢市でも起きる可能性は十分にあると想定すべきでしょう。

そこで、大震災から1年になろうとしていますが、まだその記憶が生々しい今この時期に、自主防災組織の必要性を市民に訴えていくべきだと思います。市政運営方針の中でも、「自主防災組織の設立を推進し、コミュニティ防災力を高める」など、防災体制の構築に努めていくことがうたわれていましたが、この自主防災組織がなぜ必要なのか、コミュニティ防災力を高めることで何ができるのか、市当局の考えをお聞かせください。

続いて、本市における防災拠点についてお尋ねします。これは、昨年12月議会の一般質問でも触れましたが、本市の指定避難場所は全部で64カ所あります。そのうち、小中学校やコミセン等は55カ所になります。来年度早々には、市内最後のコミセンとなる中部コミセンがオープンすることから、指定避難場所も1カ所ふえることになるのではないのでしょうか。

これらの施設は、災害発生時から一定の期間避難場所となるわけですが、避難場所としての機能がどうなっているのか、疑問に感じているのは私だけではないと思います。本市の小中学校の耐震化工事は、平成26年度までに完了する予定のようですが、文部科学省では東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について昨年7月に取りまとめており、この中で「学校施設は児童生徒の学習・生活の場であるとともに、

災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、学校施設の安全性、防災機能の確保は極めて重要です」と述べられています。そこで、市内の小中学校やコミセンなどの防災機能について、市当局としてどのように整備、強化していくつもりなのか、お答えください。

最後に、病院事業についてお尋ねします。

米沢市立病院では、平成19年7月に米沢市立病院中長期計画を策定して、患者サービスの向上、良質な医療の提供、経営基盤の強化、これらを事業運営目標として改善に努めてこられたはずです。しかし、医師・看護師不足は慢性化しており、常勤医師の減少により診療科目が減ってしまうという、総合病院としてはゆゆしき状態にあります。また、平成21年度に比べ赤字幅は減少したものの、1億4,000万円近くの純損失を計上し、平成22年度決算においては62億円にも上る累積欠損金を抱えるに至ってしまいました。

市立病院の中長期財政収支計画では、平成25年度に経常収支の黒字化を目指していますが、その達成は非常に難しいと言わざるを得ません。そこには、医師・看護師の不足や地域の高度医療、救急医療等の不採算部門を担っていることなど、さまざまな要因が挙げられるのですが、人材の不足はさらに人材を集めることを困難にし、人が集まらなければまた人材不足になるという、悪循環に陥っているのではないのでしょうか。そこで、このような状況を打開するための抜本的な解決策が必要かと思われますが、米沢市立病院として何らかの打開策があるのかお尋ねします。

また、平成27年までの中長期計画を改定して、これからの病院事業に臨まれるわけですが、米沢市立病院の展望についてどのようにとらえておられるのか、お答えください。市立病院の事業は、市民の命と健康に直結する重要な仕事で

あり、地域医療の中心的役割も担うことを考慮すれば、その改革に当たって全面的に協力することはやぶさかではありません。ぜひ、思いのたけを述べていただきたいと思います。

今回の質問は、これから先の人口減少と少子高齢化が進行する中で、いかにして持続可能な米沢市を実現していくかということが根底にあります。これは、行政のみならず産業、教育、防災、病院など、あらゆる場面においてこの人口減少と少子高齢化が及ぼす影響が、非常に大きいと考えているところからきています。市長当局も恐らく同様の考えだとは思いますが、以上の点を踏まえて答弁をお願いいたします。

最後になりますが、この3月をもって退職される米沢市職員の皆様には、長年米沢市の行政運営に御尽力賜り、心より御礼申し上げます。また、この議場におられる黒田農業委員会事務局長、小林総務部長、斎藤産業部長、根津議会事務局長、吉田議会事務局次長、渡辺消防長、渡部修一建設部長、渡部会計管理者、町田副市長の皆様におかれましては、議会对応の最前線に立たれていたことから、その御苦労はいかばかりだったかと御推察いたします。今後も、米沢市の行政運営に御助言くださいますようお願い申し上げますとともに、長年の御労苦に敬意を表しまして、壇上からの質問を終わります。本当にお疲れさまでした。

○佐藤 兵議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの海老名悟議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、小中学校の適正規模・適正配置について、中小企業振興策、農業振興政策、自主防災組織についてお答えをいたします。これらに対する補足、及びその他の事項については、部長よりお答えをいたします。

米沢市立学校適正規模・適正配置については、市政運営で申し上げましたように本市の重要課

題の一つととらえております。新年度に策定する米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画については、その基本理念や進め方については所管する教育委員会がまず作成することが手順と考えております。しかしながら、新たに学校建設が伴うなどの場合には、相応の一般財源も必要なこととなりますので、財政フレームの構築も重要な課題となってまいります。計画を遂行する上でも、財源確保などの検討を行い、最終的には本市としての基本計画を示す必要があると考えています。

続いて、中小企業振興策であります。本市の経済情勢は平成20年のリーマンショック以降の厳しい状況からやや改善していた矢先の震災や円高、世界的な金融問題や中東情勢の問題、さらにはタイの洪水の影響などによるデフレ経済が依然として続き、世界経済がますます不透明感を増す中で、本市の中小企業においても右肩上がりの経済が望めない、厳しい経営環境にあるものととらえております。

本市の産業、とりわけ工業の分野におきましては、製造品出荷額が平成2年より県内第一で、東北を代表する産業集積地になっているところであります。このことは、企業間のネットワークや教育、研究、産業支援機能としての山形大学工学部、山形県工業技術センター置賜試験場の存在などが大きな役割を果たしており、とりわけ山形大学工学部については地元産業の身近な学術研究機関としての技術相談や共同研究、大学の持つ豊富なシーズの活用など、地元企業にとっても心強いもので、本市の強みでもあります。

資源の少ない日本にあつては、技術力をもって産業形成を図らなければならないと考えております。幸い本市には、今述べましたように山形大学工学部を有しており、従来産業への技術的な協力をいただくとともに、工学部から出ました有機ELが本格的な普及への研究開発が行われ

ており、関連産業とともに新しい産業の創出に向けた取り組みや付加価値を高める6次産業への取り組みを目指して支援していきたいと考えております。

米沢市の方向性についてであります、市のまちづくり総合計画第4期実施計画では、産業振興の基本方針として創造性豊かで活力ある産業のまちづくりを掲げて、総合的な産業力の推進、豊かな地域資源を活用した観光の振興、活力あるものづくりの振興、集客力のある商業・サービス業の振興を明示し、いわゆる中小企業の振興方針を示しているところであります。

全般的には、商業、工業、観光などにおける中小企業の安定した経営及び規模拡大を支援するため、円滑な資金運用や調達を行っている公的融資制度及び信用保証制度のうち、山形県信用保証協会保証料補給金、及び商工業振興資金融資制度、並びに産業立地促進資金融資制度について、効率的な企業経営の継続と中小企業の事業発展への支援を継続して推進してまいりたいと考えているところであります。

そのうち、商業につきましては米沢市商店街連盟や地域商店街の活性化を図る振興策を中核とした事業展開により、全体として魅力ある商業を構築し、地域の活性化を目指した支援を行っていききたいと考えております。

具体的には、本市ではこれまで米商連加盟店で使えるプレミアム付商品券の発行支援や、米商連ポイントカードに対する支援などを行ってきたところでありますが、今後の消費活動などのタイミングを見ながら、効率の上がる商店街などの事業者への支援を行ってまいりたいと考えております。あわせて、平成23年度から実施しております米沢市商工業地域活性化支援事業費補助金については、商店街等を対象としたイベントや活性化に要する経費を支援しており、新年度においても予算を増額しながらその活用を働きかけていく予定であります。また、米沢

市商店街連盟の協力のもとに新たに1店舗1名物開発事業への支援を行っていくほか、本市産業の振興や活性化と若者の定住化を目的として、若者による起業を支援すべく、米沢市若手起業家支援事業費補助金を新設し、地域の魅力を高め、若者の定住や雇用創出につなげていきたいと考えております。

次に、工業の振興についてであります。昨今の厳しい経済状況の中、米沢市工業振興計画のもと、これからは足腰の強い企業体質が求められていることから、その一つとして平成23年度からものづくり産学連携専門員を配置し、地元企業の産学共同研究の支援、知的財産の相談、他企業との事業化に向けたマッチング支援、ものづくり企業の課題解決、企業の新分野への取り組み支援などの活動を行っているところでありますが、既に200件を超える企業訪問を行い、中小企業の活性化に努めてきたところであり、今後とも継続してものづくり、産学連携専門員を配置していきたいと考えております。

また、本市産業界の特徴である重層なネットワークの中、総合的な地域内産業と企業の活性化のために、これまでの元気米沢プロジェクトと自動車関連産業等地域活性化戦略会議、この二つを統合し、新産業創出推進協議会として活動することとしており、人材育成や山形大学との連携強化を図っていく考えであります。

あわせて、さきに触れましたが、米沢市商工業地域活性化支援事業費補助金の中で、販路拡大支援事業及び新商品開発に要する経費への助成を行う新規事業創造事業をメニュー化しており、また有機ELに関しましては有機EL関連事業として共同研究のための補助金と事業者や個人が有機ELを設置する場合の補助金、研究開発のためのパネル購入補助金などにより支援をして、有機EL関連企業の構築につながる支援を継続して実施してまいりたいと考えております。

続いて、農業振興政策について申し上げます。本市の農業は、近年の米の需要量の減少による米価の低迷に加えて、経営者の高齢化によって水田管理に手が回らなくなる一方で、山間地域では猿などの鳥獣被害が経営意欲を減退させ、ひいては耕作放棄地がふえることとなっており、中山間地域の大きな課題となっております。本市の基幹作物である稲作について、中小規模の稲作単一経営では経営が成り立たないことから、稲作経営の規模拡大の一方で、園芸作物や畜産との組み合わせによる複合経営を推進し、収益性の高い多様な農業の振興を図るという基本的な方針のもと、市の単独事業や国、県の事業の活用を行い、農業経営の改善・発展に向けた支援を行ってまいりました。

本市農業の基本的な振興方針は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく米沢農業振興地域整備計画、酪農及び乳用牛生産の振興に関する法律に基づく米沢市酪農・肉用牛生産近代化計画、米政策改革大綱に基づく米沢地域水田農業ビジョン、そして本市独自の米沢市園芸振興計画に沿ったものでありますが、法律などの定めによりそれぞれ策定しているためわかりづらいということもありますので、会津若松市のアグリわかまつ活性化プラン21など先行事例がありますので、参考にしながら市の方針をわかりやすく発信できるように努めていきたいと考えております。

これまで振興に努力してきた結果、稲作を中心とした土地利用型農業では着実に規模拡大が図られ、また小規模な農家から大豆・ソバなどの作業を受託して生産量アップを目指す意欲的な法人等も多く組織化されたことから、これらは小中規模農家の経営維持にもつながっているものと考えております。また、園芸作物においても国や県の事業を活用し、大規模な花卉栽培や野菜の栽培に取り組む意欲的な農家も誕生し、周年農業に取り組まれている農家も増加して、

畜産経営でも後継者を中心に規模拡大が着実に進んでおります。

しかしながら、市全体として平成12年から22年までの10年間で農家総数で22%、販売農家数では33%の減少があり、農業算出額も年によって多少増減はあるものの、近年は右肩下がりとなっております。農業従事者の高齢化により農家数の減少に歯どめをかけることの困難さや、農畜産物価格の低迷により経営は依然として厳しい状況が続くものと思われませんが、今後とも農業の持つ多面的な機能や食料供給の大事さをまず行政が広く認識し、農家、消費者にも広く周知して農業の経営安定化を図り、意欲的な農業者に対しては経営改善に積極的な支援を行って、経営発展と本市農業算出額の増加に努めてまいりたいと考えております。

また、本市の恵まれた自然環境のもとに、米沢の味ABCはもちろんでありますが、上長井雪菜など地域特産や、あるいはさまざまな農畜産物を地域内で消費する地産地消、あるいは観光などで地域に来ていただいて消費していただく地産訪消を積極的に進めるため、アンテナショップの出店や産直への支援に加えて、農畜産物の加工による付加価値向上などについて、農業と商工観光業との連携によって6次産業化の取り組みを行ってまいりたいと考えております。

具体的には、先進事例の研修について農業者の方々やJA、商工会議所及び本市の職員が一緒に勉強をしながら支援策を考え、取り組みのきっかけづくりとしてきめ細かに対応できる市単独事業の「未来を拓く農業支援事業」の活用を働きかけていくほか、国の農業者戸別所得補償制度を活用して収益性の高いさくらんぼ、流通体制が確立されている枝豆やアスパラガスなどの野菜類の新規作付を推進し、産地形成を図っていききたいと思っております。

また、本市の魅力的な農畜産物の情報発信を広く行う米沢おもしろなショップ事業などを

通じ、首都圏や地元において知名度アップと生産拡大につながる取り組みを行うことや、猿などの鳥獣害対策などにも力を入れていきたいと考えております。

最後に、自主防災組織についてであります、災害発生の初期段階においては、地域の住民がお互いに協力して自分たちの町を自分たちで守るという活動が重要となってまいります。被害の軽減や最小限に食いとめるためには、自助が7割、共助が2割、公助が1割と言われております。

また、被害を最小限に減らしていく減災の取り組みに欠かせないのが、市民の防災意識であると考えております。本市では昭和42年の羽越水害以降、豪雪以外の大きな災害が発生していないことから、「米沢は雪は降るけれども地震が来ない安全な町」という認識を持っておられる市民の方も多いようですが、しかしながら米沢にも長井盆地西縁断層帯などの活断層が確認されております。このため、米沢にも地震は必ず来るとの認識を持って自主防災活動に取り組んでいただくように、自主防災組織の必要性を市民に理解していただき、引き続き市民の防災意識の向上を図る活動に取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 小林総務部長。

〔小林正夫総務部長登壇〕

○小林正夫総務部長 私からは、（１）効率的な行財政改革についてのうち、①人事評価制度改革、外１点の御質問にお答えをいたします。

初めに、人事評価制度改革であります、市政推進に当たりまして組織の活性化を図り、職員の意欲と能力を最大限に高めていくことは重要なことと認識をしているところであります。現状に目を向けますれば、ますます厳しくなる財政状況の中、少子高齢化や地方分権の進展などにより、限られた職員数で新たな行政課題や

多様化する市民ニーズにも対応するため、職員の意識改革と能力向上を図る人材育成の観点からも、人事評価が必要とされているところであります。

職員の人事評価として、現在管理職以外の職員につきましては年１回の勤務評定を行っております。これを職員の昇任、昇格などの任用管理や人材育成の参考として活用しているところであります。この勤務評定においては、直属の上司から始まり、所属長までの３段階にわたり部下職員のさまざまな面について評価をしているものでございます。この評価を行うことにより、その職員に何が不足しているのかが明らかになりますので、所属長が行う職員の資質向上のための指導にも大いに役立っているところでございます。

また評価する側、評価者の評価能力の向上なども大切なことですので、現在は職員研修科目に評価者研修を取り入れまして、管理監督者を代表として実施しているところでもあります。

一方、管理職を対象とした評価制度につきましては、その構築に向け、目標によるマネジメント制度を平成18年度から一部導入し、試験的に実施を継続しているところであります。こちらにつきましては、所属長がまちづくり総合計画などの上位方針などに照らして、みずからの部署としての目標を設定し、進捗及び実行を管理することに対し、直属の上司がその管理状況を対象に評価を行うものとなっております。

今後の評価システム構築に向けての方向性としましては、新米沢市行財政改革大綱でお示ししているとおり、人事評価制度につきましては人材育成を主眼として、職員の仕事に取り組む姿勢や仕事の成果に対しより適正な評価を行い、昇任・昇格などに適切に反映させることで職員のさらなる意欲を引き出すため、そのシステムの充実を図ってまいりたいと考えております。同様に、目標によるマネジメント制度におきま

しても、各所属の業務について目標管理型の業務執行を取り入れることにより職員の能力向上と組織の活性化を図り、自治体の経営管理サイクルを充実させていきたいとも考えております。

次に、（３）の市民の意識向上と防災対策の関係についてお答えを申し上げます。

自主防災組織の組織率の向上の取り組みと、設立後の育成策の考え方について、まずお答えをいたします。本市の自主防災組織の現状でありますけれども、平成23年12月31日現在における設置数等につきましては、129組織が結成されており、全世帯数に対する割合が43.5%となっています。過去２年間の組織率の推移につきましては、各年度４月１日時点においてでございますけれども、平成21年度が26.8%、平成22年度が32.8%ということでございますので、平成21年度と今回の数値を比較してみますと16.7ポイント上昇したところでございます。

市民の防災に関する意識高揚を図るため、広報よねざわや市のホームページへの防災関係記事の掲載、防災の基礎知識をテーマとした鷹山大学の防災の基礎知識講座の開催や、防災に関するまちづくり出前講座、市総合防災訓練への参加、県主催の防災講演会などへの参加を働きかけるなど、自主防災組織の必要性についての普及・啓発活動に引き続き努めていく考えてございます。さらに、新たに自主防災組織を結成した場合には、世帯数に応じまして３万円から７万円相当の防災資機材の交付などの支援をやっている現状でもございます。

いずれにしましても、地道に粘り強く本市の役割として市民の意識啓発を中心に、自主防災組織結成に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。なお、自主防災組織につきましては、組織化することが目的となつてしまい結成して終わりということではなくて、本来の目的である被害軽減につながる防災、減災への活動への取り組みが大切になります。こ

のため、自主防災組織結成後においても活動が継続するような育成支援策として、防災活動への助言や指導、出前講座による講習会の開催、県が主催いたします自主防災組織リーダー研修会への案内、自主防災組織の訓練時における防災資機材の交付支援や貸出支援などについて、今後とも継続して実施していきたいと考えているところでもあります。

次に、学校やコミュニティセンターにおける防災拠点としての機能についてお答えをいたします。

まず、水や食料などの備蓄品につきまして、現在すべての避難所への配備とはなってございませんで、各コミュニティセンターに配備している防災倉庫に保管しているところでございます。本市が現在備蓄している主なものとしましては、食料としてはクラッカー約6,500食分、２リットルのペットボトルに入りました飲料水が約3,200本、毛布が約4,200枚、それから使い捨てトイレが約170セットで2,000人分の備蓄をしているところでございます。

また、停電時における非常用電源を確保する発電機につきましては、既に発電機が配備されておる指定避難所としましては上郷小学校、三沢東部小学校及び松川コミュニティセンターの３カ所でございますことから、このたび国の３次補正を使いまして新たに発電機等を、県立高校などを除く市の施設であります避難所52カ所に配備をいたし、非常用電源の確保に努めていきたいと考えているところであります。

次に、避難所運営の機能を充実させるためにふだんから学校、コミュニティセンターと地域とのコミュニケーション、いわゆる結びつきをつくっておく必要があるのではないかとこの部分でございますけれども、避難所運営についてでございますけれども、避難所開設の初期段階においては施設管理者が中心となり、避難所開設の業務遂行に当たることになってございます。

また、避難所における直接的な運営については避難者の共助、共同の精神と自力再建の原則に基づき、避難者を主体とする避難所運営委員会が担い、行政や施設管理者はそれをサポートし、協力をしていくことが基本であると位置づけられているところでございます。避難者はサービスの受け手ではなく、お互い助け合い、みずから避難所運営に参加することにより避難所としての機能が発揮できるものであるということ、避難者全員に理解をいただくことが大切だとも考えてございます。そのためにも、日ごろから防災に関するまちづくり出前講座などで、避難所運営における住民の役割などを訴えていくとともに、広報よねざわやホームページにおいて周知を図ることにより、住民の方の理解が得られやすくなるよう努めてまいりたいとも考えております。

そして、いざというときに避難所運営をスムーズに行うためには、日ごろからお互いに顔の見える関係が必要になってきます。防災に関する避難所運営の面からだけでなく、ふだんの生活においても地域コミュニティーにおける住民相互のコミュニケーションは大切なことでありますので、地区の運動会でありますとか文化祭などの各種地域行事を通して、さらには学校のPTA活動や部活動の保護者会活動など、学校や地域の交流を深めていくようなさまざまな機会を通じて、ふだんから学校・コミュニティセンターと地域とのコミュニケーション、結びつきをつくっていけるよう、関係機関との連携を図っていききたいとも考えてございます。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、フルコスト計算書の導入についての御質問にお答えをいたします。

一般的に行政評価制度とは、市が行っている

事業について計画を立て、実施し、事業終了後に結果を評価をし、改善をし、次の計画に反映をさせていくというマネジメントサイクルを確立する仕組みであります。

先ほどお話のありました大野城市のフルコスト計算書につきましては、税金や人員などの資源をもとに市民にどれだけのサービス量を提供しているのかを把握するため、継続的に行っているすべての事務事業について事業ごとにコストを算出し、対象者1人当たりのコスト、受益者1人当たりのコスト、市民1人当たりのコストに分けて評価をするとともに、公募による市民や各種団体からの推薦者、民間コンサルタント、市職員で構成をする評価委員会で、総合的に事後評価を行う制度であります。そして、第三者による事後評価の結果によっては事業の見直しを行うとともに、次年度予算の増減に反映をさせるなどを行っているようであります。

一方で、本市の行政評価については、2年に1回策定をします実施計画の見直し作業にあわせて各担当課が前年度の事業を振り返り、事業の内容や実施方法に関しよりよい効果を得るための工夫、改善等を職員一人一人が考えることを目的として実施をしており、その評価結果を考慮しながら今後3年間に実施する実施計画への登載事業を企画立案しているところであります。

評価に当たっては、事業の目的を踏まえ、事業に要した経費や従事した職員数、事業量をまとめるとともに、策定した成果指標に対応した実績を記載した上で、具体的にその事業が施策目標に対してどの程度寄与したかを検証しております。また、事業目的の妥当性、有効性、効率性、公平性の四つの観点から、今後の事業のあるべき方向性をみずから見出し、その結果をよりよい事業の展開に向けた改善のために活用することとしております。

このことから、大野城市の行政評価とは詳

細な事業別内訳をコストとして算出することや、第三者委員会による評価を行っている点などの手法に違いはあるものの、現在行っている事業を振り返り、工夫や改善点を見出し、よりよい政策・施策及び事務事業の実施につなげていこうとするマネジメントサイクルに変わりはないものと考えております。

本市が市民満足度を高め、簡素で効率的な行政運営を推進していくためには、行政評価は重要なツールでありますので、御指摘のありました大野城市の事例も含めて、現在実施をしている行政評価の方法の改善等を検討しながら、より効果的な手法を目指してまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

それから２点目であります、定住自立圏構想の御質問にお答えをいたします。

定住自立圏構想については、市町村合併にかわる新たな広域連携推進施策として平成21年４月１日から施行されているところであり、市町村が１対１で協定を締結し役割分担を図ることにより、圏域として生活に必要な機能を確保し、地方都市から首都圏等３大圏域への人口流出を防ごうとする制度であります。

具体的には、要件を満たす市が中心市宣言を行い、周辺市町村と協定を結び、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化、これら三つの部門でそれぞれ一つ以上の具体的な取り組みを行うものがあります。中心市となる要件は、人口が５万人程度以上であり、昼夜間人口比が１以上、つまり昼間人口が夜間人口を上回る求心力のある都市であり、また一方で連携先となる周辺市町村の要件としては、自市町村の通勤・通学者のうち中心市に通勤・通学する者の割合が１０％以上あることとされております。中心市の要件を満たす市は全国で243市ありますが、中心市宣言を行っている市の数は平成24年２月10日現在で73

市であり、そのうち64の市が具体的な定住自立圏域を形成しているという状況にあります。

東北地方においては、青森県の弘前市と八戸市、秋田県の由利本庄市と大館市、湯沢市、横手市、宮城県の石巻市と大崎市、福島県南相馬市、山形県山形市の10市が中心市宣言を行っております。山形市の状況を申し上げますと、天童市と上山市、山辺町、中山町の３市２町で圏域を形成し、中心市と周辺市町の具体的な連携項目としては、中山町、山辺町の両町の消防事務の山形市への委託や市町間のバス路線の整備など、圏域の生活機能の強化や地域公共交通ネットワークの強化を図る内容となっております。

一方で、山形県内には山形市以外に中心市要件を満たす市としまして米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、東根市の５市があり、また本市の場合は南陽市、高畠町、川西町が周辺市町村としての要件を満たすことになっております。御指摘のとおり、定住自立圏構想を初めとした広域連携の必要性は、行政コストの低減と事務の効率化の観点から極めて重要な視点であるというふうに認識をしており、今後のまちづくりを考えるに当たってそれぞれの自治体がフルセットで生活機能を整備をしていくということには限界がありますので、経済、社会、文化、生活など多くの面で密接な関係がある圏域内で連携していくことは、今後ますます重要になっていくものというふうに考えております。

このような認識のもとで置賜３市５町の圏域を考えてみますと、置賜広域行政事務組合によるごみ・し尿の共同処理や電算共同アウトソーシング、この４月からスタートします広域消防などの広域連携施策に取り組んでいるほか、公立置賜総合病院の運営については県と長井市、南陽市、川西町、飯豊町で構成する置賜広域病院組合が運営主体となるなど、本圏域においては積極的な広域連携が進んでいるものというふうに認識をしております。

これまで、事務レベルではありますが、定住自立圏構想に関する調査研究として、総務省主催の定住自立圏構想の勉強会に置賜各市町の担当者が一緒になって参加をしたほか、山形市の定住自立圏の取り組みに関する視察、鶴岡市・酒田市の担当者との意見交換なども行ってまいりました。今後とも、引き続きこうした情報収集などを重ねながら、具体的にどういったことで新たに広域連携ができるのか、それぞれの市町の抱える問題など広域連携施策を検討していくこととし、定住自立圏構想につきましては構成市町間の機運の動向にも注視をしながら、引き続き研究課題とさせていただきたいというふうに考えております。

私からは以上であります。

○佐藤 兵議長 答弁の途中でありますが、暫時休憩をいたします。

午前 11 時 06 分 休 憩

~~~~~

午前 11 時 16 分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私からは、海老名議員の御質問にありました小中学校の適正規模・適正配置のうち、その進め方、スケジュールについてお答えをいたします。

米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画策定にかかわる基本的な考え方につきましては、平成23年2月に答申をいただきました。その米沢市立学校適正規模・適正配置等基本方針に基づいたものに従って策定をいたします。

今後の進め方につきましては、教育委員会内

において原案を作成いたしますが、この業務を遂行していくためには財政的な裏づけが必要でありますので、財政フレームの構築を行いながら関係各課との協議や合意形成を図ってまいります。その後、議会へ御説明申し上げ御意見をいただき、あわせて市民の皆様にも計画をお示しし、さらにパブリックコメント等の募集などを行い、市長の市政運営方針の中で申し上げましたように最終的には平成24年度の中ごろには、本市としての基本計画を策定したいと考えております。

また、本市としての基本計画を作成した後は、できる限り早い段階で該当地区には御説明を申し上げ、協議を行っていきたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 斎藤産業部長。

〔斎藤友久産業部長登壇〕

○斎藤友久産業部長 私から、初めに中小企業振興基本条例の制定についてお答え申し上げます。

地域活性化のための方向性や施策に取り組み、行政、中小企業、市民、それぞれの役割を明確にし、一体的な推進を行うことを定める条例がありますが、この条例は工業者に限らず商店などの商業や観光業などのサービス業までを含めた産業全般について、地域で展開するさまざまな取り組みについて意義づけをし、それらを結びつけ、持続性と広がりを持った取り組みにしていく上で重要であると認識しております。

今後条例制定については、米沢市内で頑張り新たな取り組みを進める企業やネットワークを把握し、地域における意義を明確にして、行政やその役割を担う関係者がどうサポートしていくのが課題であり、中小企業振興基本条例の制定で持続的で効果的な地域経済振興施策の基礎になるものと考えております。

中小企業振興条例を制定された山形市を初め行政体では、時間をかけて議論し策定している

ようでありますので、本市にとって中小企業振興基本条例がどのような位置づけのもとに制定していけるのか、関係者や関係団体、機関及び先進地の事例を見ながら検討していきたいと考えております。

続きまして、パッケージ事業についてお答えいたします。

厚生労働省委託事業の地域雇用創造推進事業、通称パッケージ事業については、平成23年7月より取り組んでいるところであります。この事業は雇用環境が厳しい地域が対象で、地域の実情や課題を解決するための雇用主向け、求職者向けと、さまざまなソフト事業を実施することで、雇用に結びつけていく事業であり、3年間のうち初年度の平成23年度事業をほぼ終了し、残る2年間も平成24年、25年度につきましても100%国費で事業を実施することができるものであります。米沢市商工会議所初め置賜総合支庁、山大工学部等の関係機関、団体が参加して、米沢市雇用創出協議会を組織し、推進しているところであります。

事業内容といたしましては、にぎわい再生を目指したまちづくりと新産業創出による雇用創出プランを大きなテーマに掲げ、まちなかにぎわい再生分野、新産業創出分野、観光産業の活性化分野の三つの分野を重点分野と位置づけ事業を実施しており、事業費は3カ年で1億2,000万円程度を見込んでおり、毎年20の事業、合計60の事業を実施し、3カ年で212名の新たな雇用を目指しております。本市には、すぐれた地域資源などが多数あることから、それらを有効に活用した産業創出、また恒常的に求人のある業種などで効果的に人材育成のセミナーなどを開催し、就労と産業の活性化につなげてまいりたいと考えております。

具体的には、雇用拡大メニューとして実践！参加型まちづくりセミナー、経営革新塾、食の安全セミナー（HACCPコース）、農業法人

化セミナー、米沢織ブランド推進セミナーなど。

人材育成メニューとして空き店舗活用チャレンジショップ経営セミナー、まちなかおもしろなスタッフ育成講座、ビジネスマナー&ITスキルアップセミナー、福祉施設就業セミナー、IT利活用セミナー、有機エレクトロニクスセミナー、ものづくり人材育成基礎講座、米沢しこだまうまいもの加工セミナー、食の起業家セミナー、観光コンシェルジュ養成セミナー、伝統工芸担い手育成事業、これについては米沢織の後継者育成になっております。

また、就職促進メニューとして、就職情報発信ホームページの作成、求職者のための就職相談、就職相談面接会などの内容となっており、残る2カ年をこれまでのセミナー内容を精査し、さらに検討・工夫を加えながらより効果の高いセミナーを実施していくように努めてまいります。

また、御質問にございました効果、成果でございますが、最終年までの平成25年度末まで250社、2,466人のセミナーなどへの参加を得て、3年間で先ほど申し上げました212名の雇用の創出を目標として、パッケージ事業を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○佐藤 晃議長 加藤市立病院事務局長。

〔加藤智幸市立病院事務局長登壇〕

○加藤智幸市立病院事務局長 私からは、4番目の項目であります病院事業についてお答えいたします。

初めに、経営改善策としての公立病院改革プランであります米沢市立病院中長期計画につきましては、平成19年7月に置賜地域の中核病院として今後どのように地域住民の期待にこたえ、良質な医療を提供していくのかの病院運営の道しるべとするため、外部委員を交え今後10年間の当面の解決すべき課題や実施すべき目標を掲げて計画したものであります。計画の実施に当

たっては、計画に沿った具体的な実施計画を同時に策定し、各実施年度終了後に効果の検証を行い、公表しております。

今年度は、同計画の後半5年間の始まりとなるため、前半5年間の効果検証を踏まえながら見直しを行い、改めて後半5年間の市立病院としての道しるべとするため、新たな視点に立って改定したものであります。

この計画策定の背景には、施設設備の老朽化や全国的に問題となっております医師・看護師の不足、偏在の影響が当院にも及んでおり、ひいては病院経営にも影響を及ぼし、安定的継続的な医療の提供ができなくなるのではという危機感があります。

施設においては、外来、管理棟などの一部の建物で建築から46年が経過し、老朽化が進んでおり、早期の建てかえが避けて通れない状況となっております。医師不足・看護師不足については当院においても慢性的に発生しており、医師については一部の診療科で常勤医の招聘が困難なことから入院患者を制限しており、看護師についても3交替制の実施に支障を来しかねない状況にあります。

公立病院であります当院の役割は、言うまでもなく地域住民に対して良質な医療を安定的・継続的に提供していくことでありますが、一方で公立病院という性格上救急医療、小児医療、精神医療等の不採算部門に係る医療をも提供していかなければならない役割をも担っております。今後も、これらの課題の解決を図りつつ、公立病院としての役割を果たしていくためには、その前提として経営の安定が不可欠であることから、中長期計画を策定し、経営改善を目指しているものであります。

公営企業という性格上、不断の自助努力を行い、独立採算を基本といたしますが、本来本市の医療行政の一環として取り組むべき不採算部門の医療や病院建設などについては引き続き財

政部門と経費負担について協議しながら進めてまいりたいと考えております。また、病院の建てかえにつきましては経費負担のほか、さまざまな項目について外部の関係機関との意見等の調整が必要になってまいりますが、これにつきましては次の項目の中でどのような病院の将来像を描いているのかとともに述べさせていただきます。

次に、今後の展望であります。米沢市立病院の役割は病院の医療理念にも掲げておりとおり、地域医療へ貢献し、安心、良質で公正な医療を地域住民に安定的、継続的に提供していくことであります。そのためには、医師、看護師を初めとする医療スタッフを充実させるとともに、施設や設備を整え、経営基盤を強化していくことが求められていると考えております。医師不足につきましては、大学医局への働きかけやドクターバンクへの登録を継続的に行っているほか、負担軽減のための医師事務作業補助者、いわゆる医療クラークを増員するなどの対策を講じております。

看護師不足につきましては、採用年齢の引き上げ、病院独自の奨学資金制度の創設や看護学校等への訪問活動を行っており、少しずつではありますが効果が出始めております。

施設においては、先ほども述べましたとおり老朽化が進んでおり、病院の早期建てかえが避けて通れない状況であります。今年度は、院内に新しい病院のあり方に関する検討委員会を設置し、内部検討を始めるとともに、建設するに当たっては病院単独では不可能であることから、本市の関係部署との協議を必要に応じ行っております。病院建設は、同時に市立病院のあり方について見直す機会になりますので、今後基本構想や基本計画を策定するに当たり、置賜二次保健医療圏の人口推移と需要予測、そうした医療需給の見通し、必要性を満たす診療科目、病床規模、経営形態等さまざまな検討項目につい



て、市や外部の意見などをいただきながら進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、早速二度目の質問に入らせていただきますが、順番を追って聞いていきたいというふうに思います。

まず、最初の効率的な行財政改革の中の人事評価制度の改革という部分についてであります。今既に年1回の勤務評定をやりながら、職員の能力把握などに努めて、人材育成に主眼を置いてやっていくんだというふうなお話がありました。いわゆる働いていらっしゃる方々の一人一人の能力を把握するというか、これは非常に大切なことだと思います。これ抜きに、評価というのは成り立たないということは常識だと思いますので、そういった点でこの勤務評定をすることによって、職員の能力を把握していくということについては大変重要なことだと。この認識については一緒です。

ただ、この評価に基づいて、今の段階では人材育成というものに主眼を置いているということについても、これも一緒です。その評価がいきなり、例えば昇給というんですか。いわゆる昇格というんでしょうかにつながったり、あとは給与面でそれが即反映されるというのが、短期でこれが実施されるということになってしまうと、いわゆる自治体の職員の方々に対してのそのやり方というのは、民間とは残念ながらこれは同一にはできないということも理解しているつもりです。

しかし、その能力が認められるというところが、どこで認められているというふうに本人が感じられるのかという部分については、これはやはり考えていかなくちゃならないと思うんですが、その評価がどのように反映されていくの

かという部分について、これは今後の課題かもしれないかもしれませんが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○佐藤 晃議長 小林総務部長。

○小林正夫総務部長 能力がどこで認められるかということでございますけれども、一つは昇任、昇格という部分で認められる、実感できるのではないかと。あと、さらに上司の評価に基づいてその人の適性がございますから、その方に向けた職場に異動することによって、さらに能力が発揮できるという意味でも、自己実現能力の発揮という意味では、その人の人材を1.0から何割増しかに働いていただく契機づけにもなるということで、そういう勤労意欲が向上するという意味では、評価に値するのではないかとというふうに考えるところであります。

○佐藤 晃議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） その本人の能力を把握することによって、昇任、昇格という部分につながっていくということですので、言ってみれば昇任して昇格していけば、必然的に昇給もしていくということでもありますので、そういった点での評価という部分については評価されている方も納得できるという部分が出てくると思います。そういったところから、個々の能力の育成と、そして本人のやる気というものをこれからも出していただきたいというふうに思います。

これについて、管理職という部分について最も適用がされやすい部分なのかもしれませんが、管理職に行く過程においても当然一般職員の方々においてもそういった部分を考えてやられていると思いますけれども、今後もこの点については昇任、昇格、そしてそれに伴う昇給という部分も含めて考えていただきたいというふうに思います。よろしく願います。時間がないので、済みません、どんどん進めさせていただきます。

2番目の、フルコスト計算書の導入という部分については、これはこちら側からの提案というように形でさせていただきました。企画調整部長の方からは、現在米沢市役所においても事業実施後に職員一人一人の評価をとって、それに実績を絡み合わせて、言ってみれば検証しているということから、基本的なマネジメントサイクルというのは同じなんだというようなお答えだったように思います。

しかし、ここには決定的に違うところがあるんです。というのは、この行政コスト計算書というものは、計算書という形で一つの紙ベースであらわすことができるという状態になっているわけです。ここに実体がありますけれども、1枚のシートの裏表にすべてのコストとその達成度合い、結果、1枚で見えるようになっているんです。しかも、これが課内だけで見れる、例えば議会内で見れるという話ではないんです。一般の方々も、ホームページを見ればいつでもどこでも見れるという状況になっているというところが、決定的に違うところだと思います。

マネジメントサイクルを導入してやっていくというのは、数値目標を設定しているということからも、今はもうほとんどこれは常識となっておりますので、米沢市役所のやり方も当然だと思います。しかし、それをこのようなきちんとした1枚のものにあらわすことができるというところが、まず一つ決定的に違うこと。そしてこれが一般の方々、一般の市民の方々もいつでも見れると言える状況になっているというところが、やっぱり決定的に違うと思います。

そして、ここには物すごいやはりコスト意識があるということです。この事務事業をやったことによって、どのくらいの人が、市民が、その事業の益を受けるのか。その益に対して、どれだけのコストがかかっているのか。そこから見ていって、この事業がよかったのかどうなのかということの検証もなされるわけです。

ですので、その1枚のシートにあらわすということと、だれでも見れるという部分、そしてそこには徹底したコスト管理がなされるという部分については、私はこれは全然違うものだ。基本的な考え方は一緒でも、これだけやり方が違うと出てくるものが違ってくるということになると思うんですが、その部分についてはいかがでしょうか。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 今御説明があったとおり、手法として必要経費の細分化、そしてその公表、行政コストが市民の目から見える化されているということの緊張感、その効果は非常に大きいものというふうに思います。第三者を含めた評価委員会という中で評価をしているわけでありますので、私もホームページで調べさせていただきましたが、その評価、診断結果についてもこれは公開されているという状況になっていますので、透明性といいますか公平性という面では非常にすぐれた制度だなというふうに思っております。

私どもは、第三者の目ということではなくて、自分で自分を振り返りながら、自分で評価をしていくということに主眼を置いておりますが、よりよい行政評価のシステム、あるべき姿というものは今後とも継続的に調査していきたいというふうに思っておりますので、十分これも参考にさせていただきながら、どういう姿がいいのかについて検討させていただきたいというふうに思います。

○佐藤 晃議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 基本的な行政を運営していくというところに当たっての考え方として、私は行政コストというものについては、しっかりと認識する必要があると思います。「いや、当然認識してしています」と当局の方々はおっしゃると思います。実際、そうされているはずなんです。しかしそれが見えてこな

ければ、市民にとってはどういうふうに「あれって、結果なったの」「どのくらいお金かかっていたの」見えてこなければ、やっていることが通じないのと一緒だと思います。この行政コストというものに対する認識を新たにして、しかもそれをこのようにあらわしていくと。なおかつ第三者機関によつての評定も受ける、そして公表する。ここまでやれば、ごらんになられた市民の方々はほぼこの1枚の中身で納得していただけるのではないかというふうに思います。

検討されるというお話でしたけれども、これからのこの米沢市の行政運営を考えた場合、行革のみならず行政全般において、このやり方は私は絶対必要だと思います。これは、市民に対しての言ってみれば効果というものもあるかもしれないけれども、今度は内部、そこで働いている職員の方々一人一人が、これをつくることによって、また評価を受けることによって、その事業に対する意欲というものがまた別の意味で出てくるということだと思います。

実際、今回も大野城市の方に私直接電話させていただいて、担当課の方とお話をさせていただきましたけれども、「これを実施し始めてから、やはりその各課の職員のモチベーションが違ふ。これがやはり一番効果としては大きいのではないか」というお話をされていました。市民から見た目というものも当然ありますけれども、内部で働いている人たちのやる気、モチベーションが上がってくる、これが市にとっては非常に大きいというお話をされていました。

ぜひ、その部分も考慮してこのフルコスト計算書、行政コスト計算書から入っていくという形になるかと思いますが、この部分についてはぜひ具体的に「いついつまで」というようなそれこそ数値設定をしながら、検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、小中学校の適正規模・適正配置、こちらについてなんですが、市長の答弁の中で

もあったのが、「まずは教育委員会で話をしていただく」と。教育長も、「まずは、教育委員会内で計画を立てるんだ」というようなお話でした。

そこに財政フレームを載せてくるから、本庁との協議も入ってくるだろうというふうなお話でしたけれども、私、この学校の適正規模・適正配置、これ、基本方針案というものを拝見させていただいたときに、小学校、中学校、それぞれ適正規模を12学級以上にするんだというように出ていました。その規模に基づいて配置を決めていく、距離もはかってということがありましたけれども、当然こういったことを考えていけば、この適正配置という部分に関して言うならば、周辺市町村でも行われております学校の統廃合というものが十分考えられると思うんです。

そうしたときに、先ほど教育長からは教育委員会内で計画を立て、財政との相談もして、その後議会に説明して、パブリックコメントをとって、地元の方にも説明するというようなスケジュールをおっしゃっていましたが、私はここにはその行政体の長である市長の断固たる思いを述べていただかないと、「いや、教育委員会でこう計画しましたから」「財政がこうですから」「議会にも説明しましたし、パブリックコメントとったらこんな感じでしたので、地元どうですか」ということでは、私は地元の方の説得というのはかえって難しくなるような気がして仕方がありません。

そこには、行政の長である、しかも市民から選ばれた人が、責任を持ってまず説明すべきだと思います。「今米沢市の人口はこうなっている。将来こうなる。子供たちはこうなる。その子供たちの教育をどうすればいいのか。それをきちんと考えた上でこれをするんだ」ということがまずないと、順序を踏みましたので、これでやりますからどうですかと言われても、恐ら

く地元の方々にとっては、特に小学校なんかはそうだと思うんですけども、地元の方の思い入れとか地域との結びつきというのが、小学校が最も深いわけですね。そういった部分に、単なる「事務的な手続を踏んでやったから、どうですか」というのは、私は難しいと思うんですが、これは市長、どうお考えになりますか。

○佐藤 晃議長 安部市長。

○安部三十郎市長 物事の一番大事なのは、順序を誤らないということだというふうに思っています。それはどういうことかという、本末転倒のようなことになってはならないということでもあります。教育はだれのためにあるかというのを、まず第一に考えなくてはならないと思っています。当然、それは教育を受ける子供たちというのがあって、子供たちにとってどういう環境が望ましいかからスタートをして、順を追って考えていって、学校のあり方ということになってくるというふうに思っています。

それをまず行財政、すなわちお金の問題が、端的に言えばお金の問題があって、そこからスタートして子供たちの教育環境はこうだというふうに結論づけるべきではないというふうに思っています。ですから、まず子供たちにとってということからいけば、当然教育委員会の考え方を固めてということになってくるのが、教育行政のあり方、あるべき姿だというふうに思っています。

○佐藤 晃議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 教育行政が何のためにあるのか、こういった適正配置や適正規模をなぜ考えなくてはいけないのか、そこには大前提としてそこで学ぶ子供たちのためにどうするのかということがあるのは、これはだれがどこから見てもひっくり返りようのない事実です。その順序をひっくり返してでも何かやろうというのは、当然あり得ない話なんです。そんなことはわかっているんです。それを、だれが言

っていくのかということなんです。

「教育委員会で話しました。財政フレームもくっつけました。だからこうなんです。議会も了承したので、こうなんです」という話を、教育委員会の担当者が地元に行って話せば済むことなんでしょうかということを行っているんです。私は、そこにこそ市民から選ばれた方の思いと責任があるべきだということを申し上げているんです。この学校の適正規模・適正配置に関しては、先ほど教育長の方から24年度中に考えていきたいというお話がありましたけれども、本当にすぐにでも着手していかなくてはならないことだと思います。そういった部分においても、私は米沢市の行政のトップである市長こそ、先導して考えるべきだというふうに思います。

これ1点、ちょっと具体的なところであれなんですけれども、適正規模について12学級以上ということが、基本方針には載っていたんですが、これは1学級当たりの人数という部分についても、何か踏み込んだ点はあったんでしょうか。

○佐藤 晃議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 1学級の人数につきましては、現在の山形県の「さんさん」プランといういわゆる1学級33人を上限としていくというところを基本に考えているところです。

○佐藤 晃議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 県の方でやっている「さんさん」プランも、導入するに当たっては国の方から随分、言ってみれば難癖をつけられながら実施されたという経緯を聞いております。こういった部分についても米沢市で考えていくときに、当然県のこの「さんさん」プラン、文部科学省で言ってくる数字、さまざまあると思いますけれども、やはりそこには米沢市としての実情をまずは一番に考えるべきだと思います。

特に教育行政に当たっては、先ほど来話があ

るとおり、何のため、だれのためにやるのかと  
いったら、子供たちのためにやるわけですから。  
子供たちが最もベストな状態で教育が受けられ  
るということを考え、その上で人数なり規模な  
りを考えていくという前提は変わらないと思い  
ますので、ぜひ今後の検討の上においてはその  
部分も含めて考えていただきたいというふうに  
思います。

では続いて、定住自立圏構想についてであり  
ますけれども、こちらについては先ほど企画調  
整部長の方からちょっとありましたけれども、  
これから先の自治体を考えた場合に、各市町村  
それぞれの単位ごとでフルセットで何もかも自  
前で持っているということには限界があるとい  
うお話がありました。私もそう思います。今市  
町村で抱えている公共施設、公共設備、公共サ  
ービス、これを今のまま向こう30年間もやって  
いけるのかということろなんです。

そこを考えていった場合に、すべてを今のま  
まで同じ規模、同じ内容でやっていけるのかと  
いうことを考えたら、私は不可能だと思います。  
どこかここかが抜けていく可能性がある、もし  
くは落ちていく可能性がある。というか、すべ  
てが減少していくという形になると思うんで  
すけれども。

それを考えた場合に、先ほど部長は「研究課  
題である」というふうにおっしゃっていましたが、  
これから先の持続可能な米沢市ということ  
を考えていった場合に、この定住自立圏構想と  
いうものについても、私は早急にまな板に載せ  
て検討していくものだというふうに考えていま  
すけれども、改めてその部分について部長、ど  
うでしょうか。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 先ほども答弁をいた  
しましたが、これ平成21年度からスタートして、  
実績としてはまだ3年であります。国の方とし  
ては、市町村合併の動きが一たん終わって次の

段階ということで構想しているわけでありま  
すが、やはりこれについては構成市町間で機運  
が高まっていきませんと、なかなかうまくいく  
ものではございません。現時点では、先ほど述べ  
ましたように、事務レベルでの勉強を、まずさ  
せていただいております。

連携のやり方としては、さまざまなスタイル  
があるわけでありまして、来年度についても置  
賜総合支庁を中心としながら、公共交通機関の  
広域的な連携ができないかということの問題で  
すとか、子育て支援サービスの広域利用、さま  
ざまなテーマについて検討会をやりましよう  
ということで、テーブルが設定されることにな  
っております。そうした中で、具体的にこの制度  
を活用してやった方が効率的にできるというも  
のが見えてきた段階で、具体的にこれは取り組  
んでいくべきものなのかなというふうに私の方  
では認識をさせていただいております。

○佐藤 晃議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） この定住自立圏に  
関しましては、確かに今部長がおっしゃったと  
おり1市だけでどうこうできる話ではありません。  
米沢市の場合でしたら周辺市町村、先ほども  
ありましたけれども南陽市や高畠町との協議  
というものが必要になってきます。当然、お互  
いに言ってみれば補完し合って行政を成り立た  
せていこうということですので、うちだけここ  
やるからどうこうという話ではないのはわかり  
ます。ですので、その部分についていろいろな  
部分をテーブルに載せて検討していくんだとい  
うことについては、継続して進められるとい  
うことですので、ぜひともそれはやっていただ  
きたいと思いますが、私、どうしてもこういう  
ことを考えたときに、以前の合併問題が出たとき  
も同様でしたけれども、やはりこういったとき  
に必要になってくるのは私は政治的な判断、決  
断が伴ってしかるべきだというふうに思います。  
幾ら事務方の方で話をして、「これについては

必要だ」「これらについては不要だ」「じゃあ、この部分について検討しよう」と積み重ねていっても、最終最後の段階で政治判断がそれに対して「ノー」と言ってしまったら、なくなってしまうわけです。要は、先ほど来申し上げているとおり、行政のトップがこういった考えを必要だと思っているのかどうかは私は大事だと思うんです。幾ら事務方の方で細かいデータを積み重ねても、トップが不要だと思っていれば残念ながらその検討は水泡に帰してしまうということです。

ぜひ、先ほど来のお話出ていますけれども、小中学校の適正規模や適正配置、そしてこの定住自立圏構想などについては、私はトップである市長がどういうふうに考えるのかということをしちんと示して、そして事務方にデータを集めてもらうという手続が必要だと思います。

では続きまして、効果的な産業振興についての部分に入らせていただきます。

中小企業振興策の部分で、中小企業振興条例、基本条例ですね、この考え方については検討が必要だと、先ほど産業部長の方からありました。この基本条例、まだ全国を見てもそんなに数としては出ていません。ただ、やはり出しているところの話を聞きますと、先ほど部長もおっしゃったとおりなんです。中小企業の振興基本条例というのは、商業・工業にとどまらず、観光、広い範囲にそれを網羅しています。しかも、この部分に関していうと、その自治体側の方だけが「こう頑張ります」という話ではなくて、そこで地元で頑張られる中小企業もみずから「こうするんだ」と、言ってみればお互いの約束事を明示していくというような意味合いがあるようです。

これについては、実際に実施されたところによりは話聞きましたけれども、まだできたばかりなので、その効果というものは実際には出ていない。ただ、何か事あるごとにこの基本条

例に基づいて今後の方針を決めていく、今後のやり方を決めていくという、言ってみれば土台になっているというお話でした。そういう点からも、この基本条例は私は先ほど来何度も言っていますけれども、ぜひとも即刻考えていただきたいというふうに思うんです。

自治体だけではないので、当然地元の商工会議所やさまざまな団体との協議も必要だと。これもわかります。これについても、早急に私は段取りを図っていただきたいなというふうに思うんですけれども、産業部長も御自身で答弁されるのもきょうを含めてあと3日しかありませんので、ぜひ置きみやげとしてのその辺の決意を述べていただきたいところなんです、いかがでしょうか。

○佐藤 晃議長 斎藤産業部長。

○斎藤友久産業部長 今海老名議員おっしゃられたとおりであります。特に商工会議所、観光関係、あと産業関係ですと農協さんも入るのかと思いますが、そういう関係でなかなか調整していくというのはすごく時間がかかるのかなというふうに思います。

ただ、着手するのは早い時期からできるのかなと思いますが、それをどういうふうに整理していくかということについては、時間がかかるのかなと思いますが、24年度からできるかについては私の意思としては新しい人には伝えていきたいというふうに考えております。

○佐藤 晃議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 後任の部長がどなたになれるのかまだわかりませんが、斎藤産業部長の方からその申し伝えを聞かれた上は、ぜひ後任の方もこの検討については早々に入っていただくよう、着手するだけなら幾ら早くても問題はないわけですので、ぜひとも早急に考えていただきたいというふうに思います。

続きまして、農業振興政策についてなんですが、残念ながらやはり私から見るとその場その

場に臨んでの対応策という部分では出ていると思います。いろいろ考えられているということもわかります。しかし、一体米沢市の農業をどういう前提に基づいて、どういうふうなところに持っていこうとしているのかわからない。

先ほど市長の答弁でも、会津若松市で制定されているアグリわかまつの農業基本方針、これについて一部触れられておりましたけれども、こちらを読ませていただくと「維持」という言葉がキーワードとして出てきます。現状をどうやって維持できるのか、もう既にそこまで行き着いているわけです。夢物語は語っていません。いかに今の現状を維持しながら、しかもその中で発展的に持っていける部分がないかを探すんだということが出ています。

そういった点からいって、米沢市として今の米沢市の農業を一体どういうふうにとらえていて、それを今後どうしたいのか。どんどんどんどん小さくなっていくんです、小さくなっていくんだけれども、中身を濃くして例えば利益率を上げていくんだとか、何かしら基本がないと、その場その場の対応だけでは私は今後の農業というものは成り立っていかないんじゃないかという不安がありますが、これについては当局はいかがお考えでしょうか。

○佐藤 晃議長 斎藤産業部長。

○斎藤友久産業部長 米沢の農業をどうとらえていくのかという御質問でございます。先ほど来御質問にお答えしておりますが、やはり米沢の農業というのは基幹作物である稲作、これは米沢の土地というかで長い期間稲作を続けてきたということでありまして、土地の保全、米沢を守るという意味でも稲作というのは大切なのかなというふうに考えております。また、それにあわせて農業・農村・集落を守っていくという意味でも、この稲作というのをやっていかなきゃいけないというふうに思っております。

それで、先ほどの答弁でも申し上げましたが、

いかに付加価値を高める農業をやっていくか、また農産物の生産を周年農業としていかにやっていけるように位置づけしていけるのかということを考えていかなきゃいけないというふうに思います。そんな関係で、農業のみならず6次産業という言い方もありますが、商業、工業、観光と一緒に連携した農業に取り組むことによって、農業については農業の生産額、農家の所得にはつながっていくというふうに考えているところでございます。

○佐藤 晃議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） ほかの分野と連携してやっていくというのは、これからの農業においては絶対必要だと思います。せんだつての小泉武夫教授の農業の6次産業化という部分においては、毎回先生も本当に話しされておりますけれども、結局は生産から加工、そして販売までをやっていくという部分においては、製造における工業分野と販売における商業分野との、その能力も持っていないとこれからの農業は成り立っていかないということだと思いますので、その部分も含めてぜひとも根本・土台となる方針をぜひ定めていただきたいというふうに思います。

続いてのこのパッケージ事業につきましては、今現在やっている事業でもありますので、先ほど御説明の中にもありましたけれども、この3年間で212名の雇用創出を考えているんだということですが、この中で実現事業というのがあります。この実現事業において、継続していかに人が雇用できるかというところまで、本当は持っていきたいというのが一番の目的だと思いますので、3年間でこのくらいという話ではなく、その事業が終わった先にこの1カ所においてはその種が、「1人が2人、2人が3人、4人、5人」とふえていくように、継続して雇用できる場所が設けられるように、そこまで結びつけられるような事業としてやっていただき

たいということを申し添えて、ここまでのところは終わりにします。

三つ目、自主防災組織、防災拠点、こちらあわせてお伺いします。

自主防災組織というのは、先ほど部長の答弁でもありましたけれども、災害が起きたときには自助が7割、共助が2割、公助が1割という話は、これはまさにそのとおりです。しかし、その公助1割の部分において、どれだけの言ってみればこちら側として体制づくりができているのかということが一つ。

それから、自助7割をしなくちゃいけない、共助2割をしなくちゃいけない、合わせて9割は言ってみれば市民・住民の方が何とかしなくちゃいけないということなわけです。そこにおいて、この自主防災組織が役に立ってくるというふうに私は考えています。そのためにも、今この時期にこそ組織率を高めるいいチャンスだというふうに申し上げました。

しかし、組織するだけが目的ではないということも、あわせて言っております。つくったからいいのではなくて、このつくった後にどれだけ市民の意識を向上させることができるのかというところなんです。うちの町内でもできますけれども、マニュアルつくって1回会議を開いて正直終わっているのが実情ですので、その部分に関しては自分の町内ですから何とかしたいとは思っていますが、この部分について何とか市と今でき上がっている防災組織、そしてこれからつくろうとしている町内会、ここをあわせて何とか盛り上げていかなくてはならないと思うんですけれども、先ほど講習という話の一つ出ていましたが、その講習についても県がやるのを待っているのではなくて市独自に、例えば地区の連絡協議会ありますよね、そういったところに働きかけて開いていくというようなことはできないものでしょうか。

○佐藤 晃議長 小林総務部長。

○小林正夫総務部長 今議員も述べられましたけれども、防災組織につきましてはまずつくることが大事でありまして、その後つくった組織をいかに継続的に活動できるような組織にするかという部分が、これまた肝要でございます。そういった意味で、先ほど1回目の答弁でもさせていただきましてけれども、やっぱりできた後もさまざまな講習会の開催とか、具体的な防災活動を行う際のアドバイスといいますかそういった部分、さらには研修会等への参加ということで申し上げました。この研修会は、県という部分もございましてけれども、市としてできる部分のそういった地域に入って出前講座での講習会とかさまざま考えられると思いますので、議員お述べの部分について今後も随時やってまいりたいというふうに考えてございます。

○佐藤 晃議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) ぜひとも、この部分については意識啓発というのが非常に重要になってくると思いますので、その点において市役所としてできることを、とにかく地域の集まりに入り込んでその部分を啓発していただきたいと思います。

これは、実は総務だけの話ではなくて、教育委員会などでもそれを話していただきたいんです。小中学校が防災拠点になるというお話はしました。そこからいっても、ふだんの学校の教育の中で、何か災害が起こった場合にはここが避難所になるんだよということを子供たちに教えることによって、その子供たちは親に伝えるはずですよ。親は、子供が言ったことは必ず聞きます。市役所が何ぼ口酸っぱく言っても馬の耳に念仏ですけども、子供が言ったことは聞きますので、ぜひとも子供を通した防災意識というものを、その親、家庭も含めて啓発していただきたいというふうに考えますので、ぜひとも御考慮いただきたいというふうに思います。



最後に、病院事業に関してであります、さまざまな改革プランを出されて検討されていると。病院事業に関しましては非常にいろんな分野を検討しないと改革できないというのは局長おっしゃるとおりです。しかし、これ本当に毎回毎回その検討を重ねながらそれでも少しずつよくなっているんでしょうけれども、これをやり続けている間にもどんどん疲弊していつてしまうような気がしてしょうがないんです。そのところを何とかできないものかというふうに思うものですから、協力は全く惜しみませんので、ぜひともその病院の建てかえという部分について向かうためにも、検討しなくちゃならない事項がいっぱいあるとおっしゃっていましたが、この部分に関してこれも先ほど来話しているとおり病院だけの話ではなくて、本庁舎ともあわせての検討が絶対必要ですし、外部からの検討も入れなくてはならないと思いますので、その部分について改めて事業管理者でもどちらでもいいですけども、その辺の思いについて最後に述べていただきたいと思います。

○佐藤 晃議長 芦川病院事業管理者。

○芦川紘一病院事業管理者 今仰せられたとおりで、内部ではいろいろな検討が始まっておりますので、先ほど局長も申し上げましたけれども病院だけの思いではできませんので、地域全体のことを考えて地域全体の中での病院の位置づけということを考えて、外部の御意見をいただきながら検討するということで、準備を進めているところですので、そういう方向に向かっていろいろなことで御相談申し上げること、もちろんあると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

既に検討に入っているというふうに思っている点について何点が質問をいたします。

○佐藤 晃議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) じゃあ、最後に。我々議会としても、というか全体かどうか

よつと私も何ともわかりませんが、少なくとも我々一新会は病院改革においては全面的に協力するつもりでありますので、ぜひともこの改革を多くの意見を取りながらどんどん進めていただきたいというふうに思います。病院事業は非常に大切なところですので、ぜひともお願いしまして、本日の一新会を代表しましての代表質問を終了いたします。ありがとうございました。

○佐藤 晃議長 以上で一新会代表16番海老名悟議員の代表質問を終了し、暫時休憩いたします。再開は、午後1時といたします。

午後 0時11分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○佐藤 晃議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

市政クラブ代表、4番我妻徳雄議員。

〔4番我妻徳雄議員登壇〕(拍手)

○4番(我妻徳雄議員) 市政クラブの代表を務めております我妻徳雄です。

市政クラブでは、今回の代表質問に当たり4人で質問項目を相談をし、それぞれに分担を決めて質問原稿を書き上げました。そんな関係で、言い回しなどに違いが少しあるかもしれませんが、その点については御勘弁をいただいて、早速質問に入ります。

大項目の初めに、新年度市政運営に記されている点について何点が質問をいたします。

初めに、再生可能エネルギーの導入についてお尋ねします。

市長は市政運営に当たっての基本的考え方で、「東日本大震災は、希薄となりがちな地域社会

におけるつながりやきずなの大切さを浮き彫りにしただけでなく、国家のエネルギー政策のあり方を初めとする私たちのこれまでの価値観に大きな疑問を投げかけました」と示しています。私も、まさにそのとおりと感じています。

市長は、この間「原発からの脱却」と議会でも何度も答弁しています。ですから、再生可能エネルギーの導入について大胆な方針が示されるものと期待をしていました。しかし、まちづくり総合計画第4期実施計画には、太陽光発電の大幅導入以上の考えは示されていません。まちづくり総合計画第4期実施計画に、再生可能エネルギーの導入、電力の地産地消をきちんと盛り込むべきと考えます。市長の見解をお聞かせください。

次に、観光客誘致と滞在型観光についてお尋ねします。

主要施策で東日本大震災後の落ち込んだ観光入れ込み客数の回復を目指すため、米沢上杉まつり、上杉雪灯籠まつりの二大まつりのほか、昨年までの秋のまつりを定着させ、米沢らしい催しとして県内外に広く発信する「(仮称)なせばなる秋まつり」を開催するとしています。確かにお祭り、イベントの開催は大事であると考えます。しかし、同時に恒常的に観光客が訪れる策を講じなければならないのではないのでしょうか。本市の考えをお聞かせください。

また、滞在型観光を促進するとし、まちなか歩き周遊の促進や史跡めぐり観光バスの運行を掲げています。具体的にどのように事業を進めるのかお知らせください。

次に、小中学校の適正規模・適正配置に向けた基本計画についてお尋ねします。

「すぐれた人材と豊かな心をはぐくむ学びのまちづくり」では、小学校の適正規模・適正配置に向けた基本計画については新年度内に策定するとしています。具体的にどのような方向で、どのように進めるのでしょうか。本市の考えを

お聞かせください。

次に大項目の2点目、自治基本条例の制定に向けての質問に移ります。

この課題については、昨年の代表質問やこの間の一般質問でも強く求めてきました。自治基本条例とは、その地域における自治の基本原則を定めるものです。これからどうやってまちをつくっていくのか、みんながどのように動き、まちにかかわっていくのかというルールが、自治基本条例です。ですから、この条例はまちが元気になる道具、みんながいきいきと活動できる道具と考えてもよいものです。

人口減少時代に入り、住みよいところに人が集まってきて、住みにくいところには人は集まってこないという現象が一層顕著になると予想されます。元気のあるまち、魅力のあるまち、住みやすいまちには人が集中してきますが、そうでないまちには人は集まってきません。

本市においても、共同提案制度や公募委員制度、パブリックコメントなどを実施をし、市民の市政への参画を進め、自治基本条例制定の土台づくりを行ってきたと感じています。

市長は、「市民が主役」を自身の政治理念に掲げています。市民が自治の主体となり、自分たちの地域への関心がさらに高まり、市政への参加や自治会などの地域のコミュニティー活動へ主体的にかかわることで、市民の力がまちづくりに生かされていきます。自治基本条例の制定が必要と考えます。市長の見解をお聞かせください。

次に大項目の3点目、公契約条例の制定に向けての質問に入ります。

公契約条例の制定については、小久保議員を中心に働きかけを行ってきました。地方公共団体の入札には、一般競争入札の拡大や総合評価方式の採用などの改革が進められてきましたが、一方で低入札価格の問題によって下請の事業者や業務に従事する労働者の賃金低下の問題が発

生しています。国・自治体業務関係の仕事に従事しても、低収入で生活できない、いわゆる「官製ワーキングプア」が大量に発生しています。

このような状況を改善し、公平かつ適正な入札を通じて、豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されることが求められています。国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠と考えています。

一方で、この流れを食いとめるべく、意識のある自治体が動き始めています。2009年9月、千葉県野田市は「市発注の工事や委託業務を受託した業者は、市が独自に定める一定以上の賃金を労働者に保障しなくてはならない」という「公契約条例」を全国で初めて制定しました。

その後、川崎市が2011年4月に施行、相模原市と多摩市も2012年4月に施行予定です。さらに、札幌市が2012年2月議会に条例の上程を予定しています。ほかにも、西東京市、小金井市、羽村市、八王子市、我孫子市、横浜市、鹿児島県などで導入に向けての準備が進められています。全国的に公契約条例が制定、または各地で公契約条例導入の議論が盛り上がりを見せています。本市は、この流れをどのように考えておられるでしょうか、お伺いをいたします。

今日の経済情勢のもとでは、労働者の賃金の底上げを実現し、地域経済を活性化するために公契約条例の制定は極めて効果的で実現可能な施策です。最低賃金法に基づく最低賃金は、すべての事業者に対して一方的に規制するものです。これに対して、公契約法・公契約条例に基づく最低賃金の規制は契約上の規制ですから、契約当事者間の合意に基づいて拘束するものです。両者は、性格が違うものです。公契約法・公契約条例に基づき、直接・間接に公契約に従事する労働者の最低賃金を相当額に引き上げることは可能と考えられます。

公契約条例の制定や公共調達基本条例の制定により、現行の法制度では補えない社会的価値の実現や貧困問題、ワーキングプア、男女間賃金格差の問題などの解消のために、公契約法及び公契約条例の制定は極めて有効な施策と考えられます。本市としても、地方自治体の責務として公契約条例を制定すべきと考えます。本市の見解をお聞かせください。

次に大項目の4点目、指定管理者制度についての質問に入ります。

初めに、指定管理者制度導入の成果についてお尋ねします。

米沢市指定管理者制度導入方針では、指定管理者制度の趣旨は「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間等の能力を活用しながら、住民サービスの向上に努めるとともに、経費の削減を図ることを目的としたものです」と記しています。

指定管理者制度の目的に照らし、本市が選任している指定管理者施設について利用者、入場者数の推移、市民サービスの向上など、具体的にどのような成果が上がっているのかをお聞きをいたします。

指定管理者制度によって指定の期間が明示されることとなり、現実には著しく短期化しました。本市の指定期間は、原則5年となっています。これにより、長期的な企画立案が難しくなり、安定的な雇用ができなくなったと考えられます。雇用の不安定化、臨時化、非正規化が進み、結果として人件費の低下がもたらされています。また、常勤層、専門職層の職員の確保が困難となっているのではないのでしょうか。

地方公共団体の契約は会計年度の独立の原則により、単年度が原則となっています。長期契約とした方が公共側の価値変動リスクが軽減され、民間委託先等にとっても経営が安定することで効率的な業務執行が可能となる場合も想定

されます。

例えば、システムの設計・開発・運用・保守など、複数年にわたり業務が継続することが想定されていて、一つの事業者が一連の業務を継続して実施することが合理的である場合です。また、業務に習熟するために相当の期間を要し、単年度ではそのコストを事業者が回収できないと想定される業務の場合は、長期契約に適していると考えられます。有能な職員確保と仕事の継続性等を考慮し、指定期間を定めるべきと考えます。本市の見解をお聞かせください。

指定管理者導入によって価格競争が行われ、結果として賃金・労働条件の低下をもたらしています。同様の理由で、管理経費の縮減が指定管理者制度の大きな目標となっていますから、そこに働く労働者の方々の低賃金が前提となっているように思えてなりません。「官製ワーキングプア」をつくり出すことがないようにしなければならぬと考えます。ですから、先ほど提案した「公契約条例」の制定が何よりも必要なのだと考えています。

人件費の試算に当たっては、市が適正な人件費を明示し、労働者の低賃金を招かないような指定管理費の算定を行うべきと考えます。本市の見解をお聞かせください。

次に大項目の５点目、新たな行政需要に対応する組織についての質問に入ります。

ことしの１月に、新しい財政状況の中、人口減少・少子高齢化や地域主権の推進など、変化する社会経済情勢に対応していくためには、さらなる行財政改革の取り組みが必要とし「新米沢市行財政改革大綱（案）」が示されました。大綱では、「現在の仕組みのままでは将来立ち行かなくなるような部分を徹底して見直す」としています。

一方、米沢市行財政改革推進市民委員会からの「意見書」では、業務の適正化について「行政サービスは本来、地域の市民生活に不可欠で

ありながら、民間の収益事業としては成立しにくい分野をカバーすべきものです。現下の厳しい財政状況をにらみながら、効率化に努めることは当然必要ですが、子育てしやすい、高齢者にも住みやすいなど、本市の行財政サービスが他地域に比べてもすぐれた生活インフラと言えるようになれば、住民の流入を促す手段にもなるでしょう。新しい意識も、導入しながら推進されるよう望みます」としています。

地方分権・地域主権は、新しい大綱案でも述べているように、平成23年８月に成立した「第２次一括法」により地方の自由度の拡大を図る方向性が示され、国と地方のあり方が大きく変化していきます。地方自治体には、準備が整ったものから段階的に権限移譲が行われることとなります。

このことを踏まえて、今回の行財政改革大綱は米沢市行財政改革推進市民委員会からの意見書で訴えられている「新たな意識」を考慮し、また地方自治体に権限が移譲されることをきちんと想定してつくられたものでしょうか、お伺いをいたします。

次に、改革大綱でも述べられている職員定員管理の適正化についてお伺いします。「第４次米沢市職員定員適正化計画」では、平成27年４月１日までに35名の職員を減らすとしています。前回の計画では、55名削減目標に対して市立病院・消防を除いて実質73名の職員が削減をされました。このことを踏まえて、現在の業務量と職員数の検証がきちんとなされ、計画が策定されたのでしょうか、お伺いをいたします。

正職員を減らす一方で、臨時非常勤職員がふえてきています。平成22年４月時点で、病院・消防を除く常勤職員は582名でした。一方、臨時・非常勤職員は175名もの方が勤務されています。職員の削減により、手薄になった部分を嘱託職員や臨時職員でカバーしている現状が、この数字からも読み取ることができます。市民の

皆さんにとって、正職員も臨時も嘱託職員も区別はつきません。現在の米沢市役所には、どれだけの嘱託職員や臨時職員の方が勤めておられるのでしょうか、お尋ねをいたします。また、これ以上の職員減は、行政サービスの低下を招くと考えられます。本市の見解をお聞かせください。

地方分権だけでなく、東日本大震災を受けて新たな行政需要が発生しています。防災対策や災害に遭ったときの対応策、脱原発を目指したエネルギー施策など、新たな業務も増大してきています。新たな行政需要に対応する組織をつくり上げていかなければならないと考えます。当局の見解をお聞かせください。

また、最近の米沢市は職員数の減少が影響して、情報収集能力が落ちてきているように感じています。国や県からさまざまな情報が出されていますが、それらを有効に利用していないように思えてなりません。本市の見解をお聞かせください。

次に大項目の6点目、福島第一原子力発電所事故関連について質問に入ります。

米沢市平和都市宣言では、「私たちは、人類共通の念願である世界の恒久平和を希求しています。しかし、今なお世界各地で武力紛争が頻発し、軍備の拡張が続いています。このことは、人類の生存に深刻な脅威をもたらしています。

私たちは、戦争の惨禍を再び繰り返すことのないよう、また唯一の被爆国民としてあらゆる国の核兵器が廃絶されるよう強く訴え、市民の永遠の平和と繁栄を願い、ここに米沢市を平和都市とすることを宣言します」と記しています。

今日、福島第一原発事故にかんがみ、私は今読み上げた米沢市平和都市宣言に「脱原発」の文言を挿入すべきと考えます。そして、今日までの事業のあり方を振り返り、さらに今後の取り組みに力を入れていかなければならないと考えます。市長の見解をお聞かせください。

次に、事故避難者の入居状況についてお尋ねいたします。

県内の借り上げ住宅については、福島県からの自主避難者も入居対象としたことにより、非常に多くの避難者から入居申し込みが寄せられているようです。県によりますと、賃貸住宅の需要バランスに影響が認められるとし、本市や山形市、南陽市、高畠町では昨年の11月1日から賃貸住宅の募集が中断されています。そのほかの自治体に限定し、募集を継続しています。

真に住宅の確保が必要な避難者に、住宅を提供する必要があります。そこで、県は入居期間中常時継続的な生活を営む方のみを対象とし、週末のみの利用や休暇期間中のみの利用、別荘的な利用等での入居申し込みをお断りしています。改めてお伺いしますが、本市の借り上げ住宅の入居状況は、どのようになっているのでしょうか。

放射線量が健康に及ぼす影響について、だれもがはっきりしたことが言えない中、自主避難を選んだ個々の決断を尊重すべきです。「家族やふるさと、職場を捨てた」とまで言われ、苦しんでいる人がいます。就労、住居、学校、健康、コミュニティーを一体的に支援する体制を整え、避難者が孤立せず、不安や後ろめたさを感じないで、どこでも支援を受けられる体制が必要です。

本市の雇用促進住宅などの借り上げ住宅は、災害救助法に基づく応急仮設住宅として提供しています。住宅の借り上げ期間は原則1年、県が必要であると認めた場合は、入居期間を入居許可の日から最長2年間まで延長することができます。現状から考えますと、この期間内に帰るのはとても難しいと思います。

そこで、この期間の延長がどうしても必要です。国県に強く働きかける必要があると考えます。今後の方針をお聞かせください。

また、雇用促進住宅に避難されている方は、

それぞれに「自治会」を組織されているようです。今後この自治会と地区、行政とのかかわりが一層大切となってきます。行政としての支援をどのように考えているでしょうか、お伺いをいたします。

大項目の最後に、中心市街地活性化事業における道路問題について質問いたします。

初めに、広場に隣接した南北の車道についてお尋ねします。

いよいよ来年度は、（仮称）まちなか歴史公園の整備や図書館と市民ギャラリーの機能をあわせ持つ、新文化複合施設の基本設計と実施計画に着手されます。まちなかににぎわいを取り戻す施設としなければなりません。そのためには、行政と市民が知恵を絞り、所期の目的に沿うように努力することが肝要です。そして、後世に「建ててよかった」と感じていただく必要があります。

まちの広場に隣接した南から北へと蛇行する一方通行は、広場と新文化複合施設を分断しています。施設の利用者にとっても、交通上からも必要ないと考えます。そこで改めてお伺いしますが、この蛇行する一方通行の車道をどうする考えているのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、平和通りの一方通行解除についてですが、この間多くの議員が提案しています。市民が望み、そして訪れる観光客が困惑する様子を多く目撃しています。この機を逃しては、平和通りの一方通行の解除はできません。ぜひやるべきです。本市の考えをお聞かせください。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○佐藤 晃議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの我妻徳雄議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、再生可能エネルギーの導入について、観光客誘致と滞在型観光について、そして

米沢市平和都市宣言に脱原発を盛り込むべきではないかということに対しましてお答えをいたします。

これらに対する補足及びその他の事項については、部長よりお答えをします。

再生可能エネルギーにつきましては、国においては昨年末、革新的エネルギー・環境戦略の基本方針を公表し、ことし夏ごろに同戦略を決定するとともに、あわせてエネルギー基本計画もことし夏ごろを目途に見直すこととしています。これにより、安全・安定供給などの要請にこたえる、今後のエネルギー政策の具体的な方向性が示されるものと思われま

す。これに先立ち、国では再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金を設立し、災害に強い自立分散型エネルギーを導入し、環境先進地域をつくり上げることとしています。この基金の交付対象は東北6県及び茨城県と仙台市で、県、指定都市、市町村及び民間の再生可能エネルギー等導入を支援するものであります。山形県では約80億円の基金が設立され、このうち米沢市には2億900万円の配分枠の内示がありました。本市においては、この基金を活用し、平成27年度までに指定避難所である学校施設に太陽光発電整備と蓄電池を整備し、災害時に電力会社から電力供給が遮断されたとしても、避難所として必要とされる最低限度の機能を維持していきたいと考えています。

整備する具体的な学校施設につきましては、今後調整することになりますが、市内の地域バランス、人口分析などを考慮した上での配置となるように、配慮をまいります。

一方、山形県は、独自のエネルギー対策としてこのたび仮称であります「山形県エネルギー戦略」を策定し、公表日の2月20日から3月16日までパブリックコメントを求めています。この戦略は、平成43年3月までの20年間を基本構想期間、平成33年3月までの10年間を政策推

進プログラム展開期間とし、基本構想期間中におおむね原子力発電所1基分とされる電力換算で、100万キロワットの新たなエネルギー資源の開発を目指しています。

新たなエネルギーとしては、風力、太陽光、地熱といった大きなパワーを生み出すものと、太陽光、バイオマス、中小水力、雪氷熱など、地域分散型のものと大別して施策を展開していくこととしています。特に、地域の気象条件などを考慮し、県内四つの地域ごとの将来の姿が示され、本市を含む置賜地方では、大規模事業として風力、太陽光、天然ガス、地熱、そして地域分散型としては太陽光、バイオマス、天然ガス、中小水力、地中熱、太陽熱、温泉熱、雪氷熱及び廃棄物の活用が期待されるとしています。

これらの国・県の動向に沿った本市の施策を検討していく必要がありますが、特に県のエネルギー戦略に基づいて全県下一体となった取り組みとするための推進体制が新年度にも構築される予定となっているところですので、こうした中で具体的な連携、役割分担を明確にしながら、これと並行して本市独自の施策のあり方として、山形大学工学部との連携を図りながら、国・県の制度を積極的に活用し、本市における再生エネルギーの導入、特に本市産業と結びつくような事業化の可能性を含めて、その促進に努めていきたいと考えております。

重ねてで恐縮ではありますが、国・県との連携をしながら、再生可能エネルギーについて政策を展開していきたいというふうに考えているところです。

続いて、観光客誘致と滞在型観光についてですが、お祭りだけでなく常日ごろ滞在する観光客が大事ではないかという御指摘ですが、全くそのとおりであるというふうに思っています。お祭りも大事に当然していきましますし、なせばなる秋まつりのような新たな祭りも

つくっていくわけですが、それだけでなくお祭り以外のときにもお客様が来るようにしていかなくちやならないというふうに思っています。

とりわけ思っておりますのは、例えば今のような冬の間、何気ない雪景色を見にお客様が来る、あるいは雪景色の中を歩いてみたいと思ってお客様が来るような日常的なところにお客様が来るような努力していかなくちやならないというふうに思っています。この雪景色というのは、大きな財産であるというふうに思っています。さまざまな準備をすることによって、お客様を呼んでいくことができるというふうに思っています。

例えば、東京駅から新幹線に乗って真っ青な青空のもと福島まで1時間30分で来る、この青空はどこまで続くのだろうかと思っているところ、新幹線が分かれて山形新幹線が今度は奥羽山脈に入っていく、そうするといきなり吹雪になって、この吹雪がどこまで続くのかと思っているところ、30分たつと雪灯りのまちに着くというようなことになっていますので、そういう中で都会では売っていないようなカラフルな長靴など、あるいはコートなども準備されていて、そこからさまざまに準備・用意をされた雪のまちを観光客の方が歩いて楽しむというようなことができないかどうか、検討を担当部署に指示をしたところであります。

そういう中で、冬に限らずまちなか歩きも重要になってきますので、まちなか歩き案内人が案内するまち歩きツアーの開催とか、あるいは米沢の観光スポットをめぐる史跡めぐり観光バスの運行などを、観光物産協会を初めとする関係機関と連携しながら継続して実施するほか、体験観光をまとめたガイドブック作成などにより、個々のニーズに対応できる観光素材の発信など着地型観光をさらに進めて、観光客の滞留時間を長くしていきたいというふうに考えております。

米沢は、大都会である東京首都圏から2時間ほどで来れるという地理的な利点もありますし、また先ほど申し上げましたが盆地の中でさまざまな気候、景色に恵まれておりますし、十分な材料、可能性があるものと思っておりますので、努力すればするほどお客様がふえていくことになるというふうに思っておりますので、頑張っていきたいというふうに思っています。

続いて、平和都市宣言事業の件であります。ただいまの御質問でも説明をしていただきましたように、本市の平和都市宣言は昭和63年に議決をされたものであって、当時世界各地で武力紛争が頻発し、軍備の拡張が続いているという状況を踏まえ、戦争の惨禍を再び繰り返すことのないように、またあらゆる国の核兵器が廃絶されるようにということで宣言を行っているところであります。これまで議会で脱原発の方向性を明言いたしているわけですが、しかしながら平和都市宣言事業のそもそもの趣旨を考えていきますと、平和都市宣言と脱原発を直結させるというのは、少し論理的に無理があるようにも考えております。

現在、広島、長崎の原爆慰霊祭平和祈念式典に中学生代表を派遣し、そして子供たちが学校で全校生徒に体験を話し、広報でも市民の方々に感想を発表するというようなことをやっておりますので、そのような事業の充実によって平和都市宣言事業を有効に生かしていきたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、まず初めに自治基本条例についてお答えをさせていただきます。

地方分権が進む今日、自治の精神はますます重要なものとなっており、とりわけまちづくりは行政だけで進められるものではなく、市民一

人一人の意識の高まりとまちづくりへの参画が必要不可欠であると認識をしております。しかしながら、市民がまちづくりに参画する上で、市の将来像や進もうとする方向性が示されないと、何にどのように参画をしたらよいのかわからないということも言えようかと思います。

本市としましては、まちづくり総合計画で将来ビジョンとともに具体的な施策の方向性を告示してまいりましたが、その具現化に当たっては市民との協働のまちづくりを基本にしております。平成21年に米沢市協働推進条例を制定し、市民一人一人がみずから地域の問題を解決しようとする自覚を持ち、市は地域の問題を市民とともに解決しようとする意識を持つこととしています。この精神の根本には、まさに自治意識があります。

さらに、協働がより市民にとり身近なものとして目に見える形となるよう、協働提案制度及び市民公益活動支援制度などを実施してまいりました。これらの事業展開は始まったばかりであり、今後制度の見直しとさらなる市民への周知が必要と考えております。また、これ以前からも米沢市情報公開条例やパブリックコメント制度、市民公募委員制度など個別の条例等により、市民にとり市政に開かれた参画しやすいものとなるよう推進をしてまいりました。

当面は、まちづくり総合計画をもとに米沢市協働推進条例などの施策を根づかせることが重要課題というふうにとらえております。自治基本条例の制定につきましては、これら施策が定着し、市民、市議会、市行政、さらには市民団体や事業者等のそれぞれの役割分担について、相互にコンセンサスが図られることが前提になるものと考えております。現時点では、条例制定の有効性は認めるものの、解決すべき課題も多いと思っておりますので、引き続き他の自治体の事例等を研究してまいりたいというふうに考えております。



また、市民の地域づくりへの参加、本市まちづくりへの参画意識を醸成するための新たな仕組みづくりとして、コミュニティセンターを単位とした魅力ある地域づくりを支援するための事業化の取り組みを行ってまいりたいというふうに考えております。こうした具体的な取り組みの効果なども検証しながら、研究してまいりたいというふうに考えております。

次に、指定管理者制度についてであります、1点目の導入の成果について御質問にお答えをいたします。

本市では、指定管理者による施設の管理運営が適正かつ円滑に行われているかを把握するためのモニタリングとして、指定管理者による管理運営の検証を行っているところであります。具体的には、施設所管課において前年度の施設の管理運営の状況について、指定管理者からのヒアリングや実地調査に基づいて、管理運営に対する検証表を作成しながら、努力や改善が必要な項目については指定管理者に伝え、対応をお願いしているところであります。

具体的な市民サービス向上の成果については、児童会館を一例に申し上げますと、子ども委員会の発足による子供目線でのイベントの実施、繰り返し来館してもらえするための工夫としてポイントカードの発行、さらには図書コーナーにチャームシステムを導入することにより、利用者がわざわざ事務室に足を運ばなくてもよいようにするなど、管理運営、事務事業のあり方に関して利用者からの感想は良好であり、指定管理者制度の導入による市民サービスの向上の成果ととらえているところであります。

また、児童会館の利用者数については、平成18年度から22年度までの5年間の推移で申し上げますと、18年度が4万2,483人であり、19年度が4万8,630人、20年度が6万8,800人、21年度が6万9,118人、22年度が7万656人と、年々増加している状況になっております。今後とも、

施設所管課と指定管理者との間で連携をとりながら、市民サービスの向上を目指した施設の管理運営を進めてまいりますので、よろしく御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、指定管理期間についての御質問についてお答えをいたします。

平成18年度に導入した当初は、公の施設の管理運営には安定した質の高いサービスを継続して提供することが重要であり、そのためには指定管理者において人材育成期間の確保や、施設によっては利用者との信頼関係の構築など、ある程度の期間が担保されていることが望ましいことから、公募施設については原則5年という期間を設定したところであります。

一方で非公募施設については、導入当初の考え方として次期更新の際に公募に切りかえる施設も可能性としてあったことから、公募とは別に原則3年と期間を設定をさせていただきました。このような指定期間で制度運用を図ってまいりましたが、非公募施設についてもこれまでの円滑な実績等を踏まえて、昨年度から公募施設の指定期間に合わせて5年に変更したところであります。

一方、他自治体の指定管理期間の状況について調べてみますと、財団法人地方自治総合研究所、それから全国地方自治研究センターの報告書によりますと、3年から5年間を指定管理期間とする施設が全体の9割を占めているというふうな結果になっております。このような状況の中、御指摘のように確かに指定管理者にとっては指定期間が長いことは安定した経営を図る上で重要な視点であるというふうに思いますが、一方で指定期間を長くすることにより懸念される点として、指定管理者を指定する際に締結をいたします基本協定について、施設の管理運営に関する基本的な方針が盛り込まれていることから、さまざまな環境の変化に柔軟に対応できなくなるおそれがあること、また指定管理者の

緊張感やモチベーションが維持されなくなるのではないかといったことも考えられます。

このため、指定期間については施設の特性、専門性、目的を踏まえ、全国的な指導事例として本市の現在の状況を総合的に考慮しますと、現時点では指定期間をさらに長期化するということは考えていないところでありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから次に、指定管理費の人件費に関して、算定基準をもっと高くすべきではないかというふうな質問についてお答えをいたします。

指定管理費のうち人件費の算定については、これは一部を除いてあくまでも参考という位置づけであります。直営で施設管理をしていた時代を踏まえて、開館時間や開館日数、業務内容に見合った人数を考慮しながら、市の嘱託、臨時職員の単価を基準に、また必要に応じて独自の算定基準を設けて算定をしてくているところであります。そして、指定管理者制度の運用に当たっては、これまでも議会からさまざまいただいた御意見を踏まえながら、提案価格に対する配点幅の縮小や人件費の実績報告を求めるなど、随時改善をしながら適切な管理運営に主眼を置いた制度の運用を行ってまいりました。

御指摘のように、労働者の生活を守るという観点は指定管理者制度の導入趣旨と同様に大変重要なものであるというふうに認識をしておりますが、現時点では人件費の算定基準に問題があるというふうにはとらえておりません。また、本来指定管理は民間活力を生かした制度であることを踏まえれば、人件費など市が支払う指定管理料の内訳について協定などにより一定の水準を設けるなどの規制を行うことは、現時点では考えていないところであります。

しかしながら、官製ワーキングプアを生み出すことのないような、今後とも適正な制度の運用に努めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

次に、行財政改革大綱についての御質問にお答えをいたします。

新しい行財政改革大綱の策定に当たって、行財政改革推進市民委員会の意見書にある新たな意識を考慮し、地方自治体に権限が移譲されることを想定してつくったのかという趣旨の御質問であります。御指摘のとおり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の第2弾として、昨年8月30日に「第2次一括法」が公布されました。改正内容は、基礎自治体への権限移譲のために関係する47の法律の整備のほか、義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大のために160の法律が改正されたものであります。

施行期日については、直ちに施行できるものは公布の日から、政令等の整備が必要なものは公布から起算して3カ月を経過した日、地方自治体の条例の改正整備が必要なものについては24年の4月1日、または1年の経過措置があるものもあります。関係する法律の改正を受け、県や市町村においては関係する条例の制定や執行体制の整備等が必要になりますので、現在関係するそれぞれの課において県の担当部局と調整を図りながら、事務処理に遺漏のないよう手続や情報収集を行っているところであります。

こうした中で、新しい行財政改革大綱の策定に当たっては、地域主権の推進を踏まえて住民に身近な基礎自治体である市が、真に必要な行政サービスをみずからの責任と判断で適切に提供していくことが重要であるとの認識に立って、そのためには「将来を見据えた経営基盤の強化」「限られた資源と情報の弾力的な活用」「市民の力が発揮できる活力ある地域づくり」「市民の視点に立った改革」「まちづくり総合計画と行財政改革の一体的な推進」の五つを改革に必要な視点と位置づけたところであります。

また、基本方針の中では業務の適正化を進める上で行政サービスを効率的に提供するということは、単に経費を削減することではなく、最

適なサービス提供のためには経費の追加が必要な場合もあり、効率化と最適化の両面を踏まえて業務を見直すことを明記したところであります。

権限移譲により、本市の事務は今後増大していくことが見込まれておりますが、基礎自治体として多様な住民サービスに対応した行政サービスを引き続き提供していくことができるよう、今回の新行財政改革大綱に基づき、また必要な場合はその都度大綱の見直しも行いながら、行財政改革を着実に進めていきたいというふうに考えております。

次に、中心市街地活性化における道路問題についてであります。

初めに、まちの広場に隣接する南北の道路、市道まちの広場線をどうするのかについてお答えいたします。この道路は、旧サンホーユーデパート跡地を活用したまちの広場整備を契機に、地元商店街からの要望等により、平成10年に一方通行の市道として整備、供用開始をしたものであります。現在進行している都市再生整備計画事業においては、まちなかの交通利便性を確保するために、1車線から2車線への市道整備を行う計画にしております。

しかしながら、市民ギャラリー整備検討委員会や中心市街地活性化基本計画策定委員会からは、「新文化複合施設、まちの広場、市民文化会館を一体の文化交流拠点エリアとして、利用者の安心・安全を確保しさまざまな活用ができるように、市道の廃止を含めた検討が必要」との意見や、中心市街地活性化基本計画策定時におけるパブリックコメントの結果においては、市道廃止の意見が6件、市道存続及び整備の意見が3件、そのほかにも地域の方々からさまざまな御意見をいただいております。

また、新文化複合施設の設計プロポーザルにおいては、まちの広場との連携を図りながら多様な活用ができる幅広い導線を持った施設内容

とすべく提案がなされております。さらには、ことし1月に米沢市芸術文化協会から市長及び議長あてに市道まちの広場線の廃止要望をいただきましたが、先日、遊ゆうロード毘商店街の方からこれとは逆の方向での要望をいただいているところであります。

市道まちの広場線につきましては、ただいま申し上げましたように賛否両論があることから、それぞれのメリット・デメリットを考慮するとともに、地域の方々、商店街、関係団体等のコンセンサスを図りながら、新年度中には総合的に判断をし、方向性を引き出していきたいというふうに考えております。

次に、平和通りの一方通行解除についてであります。平和通りの自動車交通量の現状については、平成22年度に調査をさせていただきまして、1日12時間ではありますが約2,500台の通行がございました。これを双方交通にいたしますと5,000台以上になるということが想定をされます。通常幹線道路のように、その自動車交通量から自転車や歩行者の安全確保を図りながら十分な道路機能を果たすには、都市計画により決定された道路幅員20メートルで整備をすることが望ましいものと考えております。

しかしながら、道路整備には家屋の移転補償費等により膨大な事業費が想定されること、沿線の民有地までを含めた計画的なまちづくりを進めないと土地利用が困難な残地が発生したり、町並みが破壊されるなど、多くの課題解決が必要であることから、現時点では全面的な道路整備による一方通行解除は難しいものというふうに考えております。

しかしながら、御指摘のとおり新文化複合施設整備を初めとする各種事業が都市再生整備事業により実施をされ、中心市街地活性化の先導的な役割として各方面からも注目をされ、活性化の機運が高まっているこの時期をとらえて、一方通行解除に向けた具体的な取り組みを前進

させることは必要であるというふうに認識をしております。そのためには、市民、地域の方々、商工会議所、商店街、公共交通機関、学校、関係行政機関などと十分な調整・協議を行う場を設け、安全確保を前提としながらも多面性を持った一方通行解除の検討を行うとともに、必要に応じて検討された方策を検証するための社会実験などの取り組みも行いながら、全面的な道路整備の手法にこだわらない一方通行解除の方策を導き出していきたいというふうに考えております。

しかしながら、多くの課題を含んでおりますので、調整等の時間をいただきながら前進できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

私からは以上であります。

○佐藤 晃議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私からは、小中学校の適正規模・適正配置に向けた基本計画についてお答えを申し上げます。

先ほどの海老名議員の御質問と同じ内容でありますので、同様の御答弁となりますことを御了解をお願いします。

米沢市立学校適正規模・適正配置につきましては、平成21年6月に米沢市立学校適正規模・適正配置等検討委員会を設置し、1年半にわたり検討いただき、基本計画を作成するためのよりどころとなるべき米沢市立学校適正規模・適正配置等基本方針として、平成23年2月に答申をいただいたところであります。

今年度は、教育委員会内に米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画作成委員会を設置し、基本計画となる骨子を作成しているところであります。今後につきましては、基本計画の原案を本市の関係各課へ提示し、特に財政フレームの構築を行いながら関係各課との合意形成を図ります。その後、議会への説明を申し上げ、御

意見をいただき、あわせて市民の皆さんにも計画をお示しし、さらにパブリックコメントの募集を行い、平成24年度の中ごろには基本計画の策定を終了したいと考えております。その後、計画に沿って、できるだけ早い段階で該当地区への説明と協議を行いたいと考えております。

私からは、以上です。

○佐藤 晃議長 小林総務部長。

〔小林正夫総務部長登壇〕

○小林正夫総務部長 私からは、3番目の公契約条例の制定に向けて外2点の御質問にお答えします。

初めに、公契約条例の制定に向けて、全国的に公契約条例の制定あるいは各地で公契約条例導入の議論が盛り上がりを見せていることについて、本市ではどのように考えているかという御質問でございます。

議員が述べられましたとおり、平成21年9月に野田市が全国で初めて条例を制定して以降、お述べのとおり川崎市、相模原市、多摩市と、それぞれが条例を制定してきたところでございまして、さらには札幌市が平成24年の2月議会に上程ということでございますので、仮にその議案が可決されますと公契約条例が全国で5市に制定されている状況になろうかと思えます。そのほかの自治体でも、議員お述べのとおり公契約条例の導入に向けてさまざま検討されているようでございます。

このような流れの背景としましては、野田市の公契約条例の前文にもありますように、低入札価格の問題によって下請の事業者や従事する労働者にしわ寄せがされ、労働者の賃金の低下を招く状況になってきているというようなことから、地方公共団体が公契約条例を導入することによって、このような状況を改善しようとすることになっているのだという認識をしております。

また、昨平成23年6月8日に開催されまし

た第81回全国市長会議におきましては、公共事業の充実に関する提言の中で、「公契約において適正な労働条件が確保されるよう、公契約法に関する基本的方針などを策定すること」として、国等に要請をした経過がございますので、本市におきましても今後の国の対応を見守っていききたいというふうに考えております。

また、公契約において公平かつ適正な入札を通じて、豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されることは、一つの自治体で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の整備を行い、統一的に規定していくべきものとも考えてございます。

次に、本市として公契約条例を制定することについてでございますけれども、現在の市の対応としましては、建設工事及び建設工事等に関する測量・設計業務等において、低入札価格調査制度を施行しているとともに、建設工事については総合評価落札方式（簡易型）の試行を導入して入札を執行しており、著しく低い価格での落札、いわゆるダンピング対策が適切にとられておると認識してございますことから、請負者のもとで従事する者の適正な労働条件も一定程度確保されているものと考えてございます。

また、その他の委託業務における労働者の賃金を含めた労働条件につきましては、労使双方により決定すべきものであり、労働基準法や最低賃金法に基づき定められているところでありますので、公契約条例が目指しているような労働者の保護対策は、国の政策として法律により行うべきものとも考えてございます。

このようなことから、本市としましては現時点では公契約条例の制定については考えておりませんが、なお今後とも国や山形県、その他の地方自治体における公契約条例、公共調達基本条例制定の動向を引き続き注視していきたいと考えてございます。

次に、5番目の新たな行政需要に対応する組

織についてのうち、（２）の職員定員管理の適正化についてお答えをしたいと思います。

初めに、業務量と職員数の検証がなされた上で、定員適正化計画の策定を行ったのかとの御質問でございます。

議員の御質問にありましたように、職員数の適正化については行財政改革大綱集中改革プランに基づき、平成22年4月1日までに市立病院を除いて平成17年4月1日と比較して55人以上の職員の削減を目標として進めてまいりました。当該期間中におきましては、簡素で効率的な行政システムの構築を目指し、民間委託などの推進、組織機構の見直し、多様な任用形態の活用などにより計画を遂行してきたところでございます。

その結果、議員もお述べになりましたとおり、市立病院療食業務の委託により計画策定時には予定していなかった調理師14名が市立病院から異動し、小学校での学校給食業務等に配属されることとなったことによる増加分を含めましても、当初の目標を上回る59名、調理師の増加分を除きますと73名の削減を実現させたところであります。

なお、当該期間中の業務量と職員数の関係につきましては、業務量に応じた人員配置を行ってきたものでございまして、所属長とのヒアリング等を通じて検証もさせていただいているところです。

それから、平成22年度からの定員適正化計画につきましては、国・地方とも厳しい財政運営を強いられている中において、本市が地方分権の進展による行政需要の増大と質的な高度化に的確に対応し、将来にわたって自律的・主体的に政策を行い、持続的に発展していくために策定しているものでございまして、平成27年4月1日までに平成21年4月1日と比較して35人程度を削減するという新たな目標値については、これまでの定員適正化の取り組み実績、本市の

置かれている種々の状況、さらには業務量と職員数の検証についても十分行った上で決定しているものと認識してございます。

なお35人程度という目標値は、計画策定時には消防広域化が具体化しておりませんでしたので、消防職員を含んだ数字として設定したものでございますので、今回広域化される消防職員を除きました目標数値は30人程度となるものでございます。

次に、職員が減少した分を嘱託職員及び臨時職員に置きかえていることから、嘱託職員及び臨時職員の人数が増加しているのではないかの御質問についてお答えします。

職員については、ただいま御説明させていただきましたとおり、業務量に応じた人員配置を行ってきた結果として、その数が減少してきたものでございます。また、本市の嘱託職員及び臨時職員につきましては、相当以前から必ずしも職員を必要としない業務や突発的に業務量が増加する業務に従事してもらうために、適正数を任用してきているものであり、本来職員がすべきものを嘱託職員及び臨時職員に担わせているというものではないという理解をしてございます。

議員御指摘のとおり、近年臨時職員の任用数が増加していることは事実でございますが、その主な理由は国全体の施策として、今般の厳しい経済状況による急激な雇用環境の悪化に対応するための緊急雇用創出事業として任用していることによるものであります。今年4月時点で病院、水道及び消防を除く部署において任用している嘱託職員は107名、臨時職員は90名となっておりでございますけれども、この臨時職員90名のうち29名は緊急雇用創出事業として雇用したものであり、14名は短期的に必要となる市議会選挙事務従事者として任用したものでございますので、これら特殊要因を除いた臨時職員数は47名となり、嘱託職員と合わせた人数

は154名となります。

この人数は、平成17年4月時点で任用しておりました嘱託職員と臨時職員とを合算した人数であります152名とほぼ同じであり、平成17年度から現在に至るまでの嘱託職員及び臨時職員の任用数は、特殊要因を除けばほぼ横ばい状況にあるという認識をしてございます。

次に、今以上の職員数の削減は、行政サービスの低下を招くのではないかという御質問でございます。

平成22年度からの定員適正化計画における目標値については、これまでの定員適正化の取り組み実績、本市の置かれている種々の状況、さらには業務量と職員数の検証についても十分行った上で設定しているものでありますことから、行政サービスの低下を招くようなことはないように努めてまいりたいと思います。

次に、新たな行政需要に対応する組織づくりについてでございます。本市の行政組織につきましては、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに対応できる効率的な組織や機動的な体制とするため、随時見直しを行ってまいりました。近年は、行財政改革大綱に基づく職員定員の削減に並行して、事務の効率化、組織のスリム化を目指した事務事業の見直し、施設の廃止や管理移行に伴う係等の廃止・統合を行い、同時に重要な政策課題に対しては必要人員を配置し、体制強化を図る組織改正なども行ってきたくところでございます。

このような中、議員御指摘の新たな行政需要に対応した組織づくりについてでございますけれども、例えば地域主権改革関連では国から基礎自治体への権限移譲にかかわる業務の増加等が見込まれるものの、業務の増加量が具体的にはなっていない現時点においては、現行の組織において人員の配置などを考慮しながら対応していきたいと考えてございます。しかしながら、今後におきましても新たな行政課題等を的確に

とらえ、業務の見直しと必要な人員の適正配置を常に検討していかなければならないものと認識をしておりますので、このたびの新米沢市行財政改革大綱でもお示ししておりますように、来年度から組織横断的な庁内組織を立ち上げて多様な業務に的確かつ迅速に対応できる組織づくりのための検討を行い、さらなる見直しを進めていく予定であります。

次に、情報収集能力が落ちているのではないかとの御指摘でございますが、時代の変化や市民のニーズを的確に把握し、市民満足度の高い政策を立案するためにも、情報収集が必要であることは認識しておりますことから、これまでも各担当部署にて必要な情報については積極的に収集し、活用することを心がけてきたところでございます。今後とも、必要な情報を迅速かつ正確に収集できますよう、国県など関係機関との情報の共有を図りながら、さらなる情報収集力の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、6番目の福島第一原子力発電所事故関連についてのうち、事故避難者の入居状況はどのようなになっているかという御質問でございます。

山形県が2月23日現在でとりまとめた資料におきまして、市内において避難生活をしている方は1,219世帯で、3,803人になります。避難者の避難元市町村としては福島市が最大で、自主避難者が過半数を超えており、約60%を占めているところでございます。避難先の住宅区分の内訳としましては、県の借り上げ住宅に835世帯で2,539人、雇用促進住宅に330世帯で1,080人などとなっております。

避難者の実態把握につきましては、雇用促進住宅については昨年6月に各戸を訪問しての入居状況の実態調査を実施いたしましたが、県の借り上げ住宅につきましては自主避難者の受け

入れが始まった昨年6月以降急激に避難世帯が増加したことから、各戸を訪問しての実態調査は実施していないところでございます。しかしながら、避難者の実態把握については郵便物の返送等によって随時電話によって確認をさせていただいているところでございます。

このことについては、本市からの避難者の方に対する必要な情報提供を行うために、個別に本年2月末日までに計12回にわたり避難者世帯への郵送を実施したところでございますけれども、郵便局から住所に居住されているか照会したが連絡等がなかったという理由で郵便物が返送されてくるケースが、毎回見受けられているところでございます。このように郵便物が返送されてきた場合、本市においても契約者に対して入居状況の聞き取りを行い、生活の実態がない場合適切な入居をされていない状況にありますことから、入居契約を解約する方向で対応していただくよう説明を行うなど、やっているところでございます。

また、このような入居実態については、国で管理している雇用促進住宅については米沢中央管理事務所に、借り上げ住宅については山形県に情報の提供を行っているところです。なお、この米沢中央管理事務所や山形県においては、既に入居状況の実態調査に入っているというような情報も得ているところであります。なお、県の借り上げ住宅については、本市を含む3市1町では昨年の10月31日で新規の受け入れを終了しており、雇用促進住宅の申し込みについては現在キャンセル待ちの状態になっていると聞いております。現時点においても、真に住宅確保の必要な避難者もおりますことから、不適切な入居実態については解消を図っていくべき必要があるのではないかと考えてございます。

次に、避難者の不安をできるだけ少なくするためという御質問でございます。

県の借り上げ住宅については、議員お述べの

とおり最長で2年間までの延長は認められています。しかし、その後延長となるのか不安だという避難者からの要望がありましたことから、仮設住宅の供用期間の延長なども含めて、1月25日に東日本大震災による被災者の受け入れが多い山形、米沢、新潟の3市で、避難先で安心して生活が送れるよう、避難者への配慮を求める要望書を政府に対し3市長が共同で提出させていただいたところであります。

また、雇用促進住宅については避難所や仮設住宅の扱いとなっているなど、位置づけも不明確であり、本市における業務負担量も大きくなっていることもあることから、被災された3県と同様に山形県が借り上げ住宅として対応していただくよう要望もしているところであります。

次に、雇用促進住宅の自治会における支援をどのように考えているのかということでございますけれども、雇用促進住宅に係る駐車場及び構内通路については、自治会の協力を得ながら除排雪を本市で実施しているところでございます。また、避難者の交流場所として集会所を活用しておりますことから、当該使用料についても本年1月分から本市で負担をさせていただいているところであります。これは、避難者のための集会所の位置づけとして、今後交流場所を確保することで避難者同士の精神的支援の活動の場所を確保することも必要になってくることから、本市における避難者の方が地区コミュニティセンターの施設を利用する場合、利用料金の徴収を免除させていただいているため、これに準じた取り扱いを行い、本市でも支援を行わせていただいているところでございます。

大変長くなりましたけれども、私からの説明は以上でございます。

○佐藤 晃議長 我妻徳雄議員。

○4番（我妻徳雄議員） 大変丁寧な答弁、ありがとうございます。残すところあと10分くらいしかないので、順不同でお聞きをしますけれども、

一番最後にありました原発避難者の居住地の期限の問題について、市としては要望しましたよという話がありましたけれども、具体的に市としては要望以上のことは今の段階では考えていないということでしょうか。市として独自にいろいろやれることは、今の段階でないのかというふうに、私としてはいろいろやれることがあるんじゃないのかなと、他市町村の動向を見ると思うんですけれども、その点はいかなものでしょうか。

○佐藤 晃議長 小林総務部長。

○小林正夫総務部長 まず、国、県が今さまざま避難者に対しての住宅の提供をしていただいておりますので、その期限の延長についてお願いをするというのが第一歩かと思っております。

○佐藤 晃議長 我妻徳雄議員。

○4番（我妻徳雄議員） そうですね。それで、その後しかるときには、それなりの返事が返ってこないときには市も考えなければならないというふうに思いますので、その準備はしていただければなというふうに思います。

あともう一つ、新聞報道などにも書いてありましたけれども、二重住民制度を認めてほしいというようなことで、いわゆる原発避難者特例法で認められた福島県内13市町村と同様に、自主避難者が避難先で各種行政サービスを受けられるようにしてほしいというような要望が多く出されているというふうな話ですけれども、この点について対策は何かとれないものなんでしょうか。いかなものですか。

○佐藤 晃議長 小林総務部長。

○小林正夫総務部長 今回法案が通りまして、その法律の範囲での住民サービスについては本市におきましても対応させていただいておりますし、さらにそれを上回る施策についても可能な範囲でとらせていただいているところでございます。



○佐藤 晃議長 我妻徳雄議員。

○4番（我妻徳雄議員） できるだけ、やれることはやっていただきたいなというふうに思います。いろいろ本当はもうちょっと話をしたいんですが、どうしてもこのことは話をしなければならないことが1点あったんで、そっちに移ります。

指定管理者の関係で、答弁で人件費の算出は嘱託職員を参考にするというか、基準にするというようなことで算出しているということでしょうか。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 答弁の中で申し上げたのは、一部にはそれを準用しているものがあると。またもう一方では、個別に算定させていただいているものもあるということであります。

○佐藤 晃議長 我妻徳雄議員。

○4番（我妻徳雄議員） では、基本的には嘱託職員ではなくて個別に、いろいろその都度ケース・バイ・ケースで算出しているということですかね。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 従来、委託の関係から指定管理制度に移ってきたという経過の中で、実態的に使われておったさまざまな積算のルールがございましたので、そういうものを引っ張っているという部分も、確かにそれはございます。

○佐藤 晃議長 我妻徳雄議員。

○4番（我妻徳雄議員） 例えば公民館の話とか、そういうふうに個別に算出しているんだというふうには思うんですけども、基本的には嘱託職員などがベースになっているということですかね、臨時職員なども従来からいくと。具体的に、そうすると嘱託職員などが基準だとすれば、年収で180万円くらいだというふうに思うんですが、年収ベースをじゃあどのくらいの基準で算

出していますか。平均で結構です、大体重立ったところで結構ですけども、その点教えていただけますか。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 今、その御質問については明確にはお答えができかねるところであります。要するに設計していく中で一つの参考価格として嘱託職員のものを使ってお示しはするわけであります。ただ、実態としては民間の雇用契約の中でどれだけのものが保証されているかという部分については、それはわからない部分も相当ありますので、御容赦いただきたいというふうに思います。

○佐藤 晃議長 我妻徳雄議員。

○4番（我妻徳雄議員） ですから、私たちはそのところで公契約条例というものがどうしても必要なんでないのかなと。年収で180万円とか200万円とかっていえば、本当にいわゆるワーキングプアと言われる年収になってしまうというふうに思うんですよ。しかも、指定管理者制度の中で長くても5年だという不安定雇用をどんどんどんどん生み出している実態が、私はそこにはあるんじゃないのかなというふうに考えています。

ですから、一定程度の額を保証する公契約条例というものが必要なんじゃないのかなと。私たちは、どう考えたって200万円以下で普通に生活していくのはかなり大変ですよ、今の世の中で。そのところを、きちんとしたものをやっぱりお示しをするということが何よりも大事だというふうに思います。ですから、公契約条例の制定を強く望んでいますし、公契約条例というのはそれだけじゃなくていろいろな側面を有していて、今さら申し上げるまでもないというふうに思うんですけども、地元経済の活性化ですとか、あるいは障がい者雇用をきちんと盛り込むですとか、そういったいろいろなプラス面がいっぱいあるわけですよ。それをどうして、

法律的にもう今やれるということになってきているというふうに思うんですが、それをやらない理由がどこにあるのかというのを今思っているんですけども。その点は、いかがなものでしょうか。

○佐藤 兵議長 小林総務部長。

○小林正夫総務部長 確かに、今日のデフレ経済の中において、どんどん低価格化の傾向にある中でそういった給料が下がるということについては、私自身もよしとはしないところはございます。しかし一方では、やはり法の範囲の中で行う部分もございますので、先ほども触れましたけれどもやはりこの部分については1自治体だけではなくて、やはり国の方で方向性を示していただきながら、それに沿ったものを各自治体がつくっていくということがある程度必要なのではないかというふうに思っておりますので、一定程度御理解もいただきたいと思います。

○佐藤 兵議長 我妻徳雄議員。

○4番（我妻徳雄議員） まあ御理解はできないわけなんです、ここ何年か私たちもこの件についてはずっと話をしてきました、いろいろな積み上げもしてきたつもりでいます。ですからいろいろなことで、労務単価の計算などについて積算方法などについても、時間があれば山形県の例なども申し上げながら本来ですといきたいんですが、ぜひもう一度少しきちんと考えをしてほしいなというふうなことをきょうの段階では申し添えておきます。

もう1点、また戻って申しわけないんですが、学校の適正規模・適正配置に向けた基本計画を今年度中に策定をするというお話をいただきました。策定の仕方などについては、先ほど御説明をいただきましたけれども、いわゆる該当地区という言葉で説明されましたが、この該当地区というのは、具体的にどういうことなんですかね。該当地区にいろいろ説明をするという話がありましたけれども、この該当地区の概念と

いうのはどういうことですか。

○佐藤 兵議長 原教育長。

○原 邦雄教育長 これから細かい部分については検討していくわけですが、該当地区という概念、これはここでは「例えば」とか「もしも」というふうな言葉を前置きしたとしても、そういうふうな情報が事実として伝わる心配もあるわけですが、例えば小学校でいえば基本として12学級、中学校としても12学級、それから許されるならば小学校6学級というふうな基本、これにやっぱり合致しているかどうかというのが、まず一つの基準になるだろうというふうに思っているわけです。

それ以外についても、今後やっぱりこの計画というのは20年、30年、あるいは50年という長いスパンで考える必要があると思いますので、結果的にはすべての学区が該当してくるというふうな広がりも当然あるだろうと思いますけれども、個別に「この学校だけ、今こうですよ」ということでは、この段階では言えないというふうな状況であります。

○佐藤 兵議長 我妻徳雄議員。

○4番（我妻徳雄議員） 私は、9年間1クラス同じメンバー、23人のときもありました。28人のときもありました。中学校卒業するまで、ほぼ同じメンバーで卒業させていただきまして、それがよかったのか悪かったのかという話、競争の原理があるのかいろいろあるかと思いますが、今も仲良く毎年年に何回か酒飲みをしているような状況がありますから。

時間がないのでこれでやめますが、規模についてもいろいろ議論をいただきたいというふうに思います。以上です。

○佐藤 兵議長 以上で市政クラブ代表4番我妻徳雄議員の代表質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時31分 休 憩

午後 2時42分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、あらかじめお諮りいたします。本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了するまで延長することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 御異議なしと認めます。よって、本日の会議を日程終了まで時間を延長することに決まりました。

次に進みます。

自民クラブ代表11番遠藤正人議員。

〔11番遠藤正人議員登壇〕（拍手）

○11番（遠藤正人議員） 市民の皆様、自民クラブ代表の遠藤正人です。本日は代表質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ことは大雪で、多くの市民の方々、そして4,000人近くの避難されている方々は雪国の厳しさを感じられたと思いますが、春はすぐそこまで来ております。雪国には、日本人が本来持っている人間味の温かさや困難を乗り越えていこうとするときの根性といえますか、そういったものを培うことができる場所があります。

世の中は格差社会と言われ、経済的にも厳しい世の中ではありますが、何とかみんなで知恵を出し合い、そして助け合いの精神でここ米沢が「雪は降りますが、とってもいい町だ」と市民一人一人が思える、そしてほかの町の方からも「米沢に行ってみたいな」と言われるようなまちづくりをしなければならないと、切に感じております。

では、質問に入らせていただきます。

先般、安部三十郎市長より、平成24年度市政運営方針を聞かせていただきました。その骨格のうち、5本の柱、「創造性豊かで活力ある産業のまちづくり」「すぐれた人材と豊かな心をはぐくむ学びのまちづくり」「暮らしと自然が調和するまちづくり」「だれもが安心して安全に暮らせるまちづくり」「美しく利便性の高い快適なまちづくり」に關した五つの質問をさせていただきますので、前向きな真摯な答弁をよろしく願いいたします。

まず一つ目としまして、安部三十郎市長は新年度の主要施策として「創造性豊かで活力のあるまちづくり」として、「農業関係の中に新商品開発などの6次産業化への取り組みに対し市独自の支援を継続し、農業経営の改善と農業・農村の活性化を図っていきます。また、積極的に発信するとともに、伝統野菜など地場食材の活用を促進し、販路拡大や地域特産物の振興に取り組んでいきます」と述べられました。

これに関連しまして、元気な農業のためにお尋ねします。

雪国米沢では、ハウス栽培はなかなか向かない面もありますので、冬期間の米の加工を推進しなければならないと思います。そこで、米の加工により商品化されているものや、将来期待されるものにはどんなものがあるか、お尋ねいたします。

農産物に付加価値をつけた場合には、今度は販売する場所や流通が大切であります。そこで、6年後には高速道路が完成するだろうと言われておりますが、その開通に向けて関連の道路休憩施設等の整備につきまして、進捗の状況をお聞かせいただきたいと思います。また、そういった施設などで農産物の販売や農家レストランなどの併設が可能なのか、お教えてください。

さらに、先般農業を元気にするため小泉武夫先生の講演会がありましたが、そこで小泉先生は「米の加工品の一つに、どぶろくがある」と

話しておられました。どぶろくは酒税法の規制がありますので、米沢市でもどぶろく特区の申請をして、どぶろくで元気な農業にできないでしょうか。

次に二つ目としまして、「暮らしと自然が調和するまちづくり」です。すなわち、総合的な雪対策についてであります。

ことは2年続きの大雪です。市民の方々は、連日の雪片づけで本当に大変な思いをされました。また、早朝から除雪機械に乗られて作業されている方々、そして多くの雪対策にかかわられた方には、本当に感謝の気持ちでいっぱいあります。一方、残念な除雪機械による事故などもありました。本当に悲しいことであります。

米沢にこれからもずっと住み続ける市民にとりましては、今後も雪対策は欠かせません。そこでお尋ねいたしますが、雪の利用、すなわち利雪としまして、雪灯籠まつり以外に何か妙案があるかお尋ねします。

最近のニュースでありましたが、全国的にも雪室を利用しているまちがありました。雪室を利用して、コンピューター施設の冷風利用により、バックアップセンターを工業団地などに誘致できないでしょうか。

また、雪国で快適な生活をするためにお尋ねいたします。高齢者、障がい者の方々のお宅の玄関から道路まで距離がある場合、ことしのような大雪では助けがなければ生活ができない状況になり、安全の確保もままなりません。福祉サイドでは、市の単独事業としましてじょう口の除雪をされておりますが、この制度につきましてさらなる事業の拡大といいますか、内容の充実をすることにより、高齢者、障がい者の方々が雪国米沢で安心して生活できると思いますので、今後この事業につきましてぜひとも質の向上を期待しますが、当局の見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に三つ目であります。世界記憶遺産に向け

ての取り組みについてお尋ねいたします。

ユネスコが主催する三大遺産事業の一つで「世界記憶遺産」に、国内では炭鉱絵師の山元作兵衛さんの作品が昨年登録されました。ほかに、世界的には「アンネの日記」やベートーベン「第九」、フランス革命の人権宣言、1613年に刊行された朝鮮第一の医書である東医宝鑑など、多くの世界の記憶が遺産として登録されました。

皆様も御存じのとおり、上杉鷹山公は改革を成功させた日本を代表する政治家です。上杉鷹山公について話をすれば、幾ら時間がありましても足りませんので、本日はとても残念ですが割愛をさせていただきますが、上杉鷹山公の改革を世界記憶遺産にできないかお尋ねします。

鷹山公は、第9代米沢藩主になられたとき、「受けつぎて、国のつかさの身となれば、忘るまじきは民の父母」という和歌を、そして隠居の際、有名な「伝国の辞」の3カ条を残されております。「伝国の辞」は、「一、国家は先祖より子孫へ伝え候。国家にして、我私すべき物にはこれ無く候。一、人民は国家に属したる人民にして、我私すべき物にはこれ無く候。一、国家人民の為に立たる君にして、君の為に立たる国家人民にはこれ無く候」、こういったすばらしいことをお残しになっております。かのアメリカ大統領であられたケネディ大統領も鷹山公を称賛されたことは、皆様も御存じのことと思います。

こういったことで、上杉鷹山公の改革を世界記憶遺産にできるかどうかは、これこそ「なせばなる、なせねばならぬ、何事も」となるのではないのでしょうか。少なくとも、行動を起こさずしては何もできないのであります。

次に、上杉神社南側で上杉記念館西側にあるNHK施設の今後についてお尋ねいたします。

まずは、現在の状況と今後の活用について、何か計画があるのかどうかをお尋ねいたします。

この土地につきましては、将来的に有効活用できれば素晴らしいと思うのです。単なる通信施設であれば、将来的に移転をして、その跡地を有効に使うなど。例えば、そこに先人記念館などを建てて、そこを足がかりに上杉鷹山公の改革を世界記憶遺産にする運動を展開するのかなど、いかがでしょうか。

次に、避難者に対する市独自の対策についてお尋ねします。

昨年の3月11日の東日本大震災から、はや1年がたとうとしております。今なお多くの方々が政府与党のリーダーシップのとれない状況の中で大変御苦勞をされております。また、本市にも4,000人近くの多くの方々が避難者として暮らされております。福島県の隣県を見ましても、茨城県鹿嶋市では「震災復興プレミアム商品券」を昨年秋に発行し、また被災者に給付しているようです。こういった地域振興券の発行はできないか、何か本市で対応できることがないものか、お尋ねいたします

最後に、（仮称）まちなか歴史公園と武者道の計画についてお尋ねいたします。

安部三十郎市長は市政運営方針の中で、中心市街地活性化のための事業の一つとして、（仮称）まちなか歴史公園の整備を挙げておられます。そして、本市のまちなかの「顔」と「城下町らしさの」再生を目指して本格的に始動していきますとも語られておられました。

先般市議会に（仮称）まちなか歴史公園と武者道の事業につきまして、所管の都市計画課より素案の概要説明がありましたが、改めて安部三十郎市長にそれらの事業に対する思い、そしてそれらの事業に対する「城下町らしさ」について御見解をお聞かせいただきたいと思います。

一般に歴史と名のつく公園は、全国的に見ましてもそのまちの歴史の薫りが漂っております。また、城下町という言葉には歴史や風情を感じるはずです。しかしながら、このたびの事業の

素案ではまちなか歴史公園には遊具があり、一風変わった歴史公園に感じられました。一言で言えば、米沢市がなす事業として名称の中に歴史を使っている公園に遊具があるということに、市民は違和感を感じはしないでしょうか。

少なくとも、米沢らしいウコギの垣根や草木塔に、そして桜のソメイヨシノの後に咲くしだれ桜などもあってもいいのではないのでしょうか。また、カヤぶきの武家屋敷の移築までとは言いませんが、行屋くらいはあってもよいと思いますがどうでしょうか。しかしながら、そういったものは見当たりませんでした。

さらに、ほかの町にはないようなものなどを加えるとか、行政だけでは困難でしょうが、例えば芸能神社の移転により有名な芸能人も来られるような公園にするとか、いかがでしょうか。

また、城下町のイメージを大切にするには、本物志向が大切になると思います。武者道の水路には、コンクリート製ではない本物の石や切石を積んだものを、手間はかかるでしょうが、そこには将来的には歴史の年輪が増すと思いますが、こういったことにつきましてはどのように考えておられるかお尋ねいたします。

私の思うその公園の完成を、これから皆さんイメージしてください。例えば春の休日に、図書館の帰り道、まちなか歴史公園を散策して、ピンク色に咲くしだれ桜をながめながら、ふらっと甘酒やどぶろくを飲める茶店に回り、そこで一服、米沢の歴史とどぶろくの味にほろ酔いになり、幸せなひとときが過ごせるような気がします。安部三十郎市長どうでしょうか。そういったまちなかの再生はどうでしょうか。

以上、大きく5点につきまして、壇上からの質問といたします。ありがとうございました。

○佐藤 兵議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの遠藤正人議員の御質問にお答えいたします。

御質問のうち、道の駅についてとまちなか歴史公園、武者道につきましては私から、これらに対する補足及びその他の事項については部長よりお答えをいたします。

まず道の駅、もしくはサービスエリアについてであります。昨年の３月末に山形県知事が東北地方整備局長に（仮称）米沢中央インターチェンジの連結許可申請を行ったことから、今年度栗子トンネル米沢側出口から米沢北インターチェンジまでの本線上へのいわゆるサービスエリア、もしくは現道への道の駅について、庁内に検討委員会を立ち上げました。現在、国土交通省と本線上へのサービスエリアの設置の可能性について、年度内を目途に協議を行っているところであります。

今後、この協議の結果を受けて、いわゆるサービスエリアもしくは道の駅設置の方針を決定の上、東北中央自動車道福島から米沢北間の供用に合わせたの休憩及び地域振興施設等のオープンを目指して、設置場所や事業主体、手法、規模等、事業の具体的な検討を行っていきたいと考えております。

東北中央自動車道が完成しますと、都会から東北へ、そして東北から都会へと、人々の車が行き交いますので、米沢を素通りするのではなくて米沢で一たん車をとめていただいて、そして米沢の物をさまざまにお買い求めいただく、あるいは米沢の農産物、食材を使ったレストラン、これも可能かどうか検討しなくてはなりません。可能であればレストランで食事をするとか、そしてその上ではこれらの産物、あるいは食べ物をつくっている米沢のまちにお客様が行ってみたいと思って、その場で来られるかあるいはこの次来ようと思うかはともかく、とにかく道の駅もしくはサービスエリアに来られた方が、そこからとまちなか観光につなげていけるようなものにしていかなくてはならないというふうに思っております。

続いて（仮称）とまちなか歴史公園であります。が、そもそもこれは仮称ではありますが、何の歴史かというのがあります。現在、場所は申し上げるまでもありませんが、平和通り駐車場と東北電力の間が長方形に空き地になっております。そして、空き地の奥の方を見ますと、米沢城三の丸土塁跡と西條天満神社旧社殿があります。そのうち米沢城三の丸土塁、そしてその後ろは今埋め立てられておりますが、お堀でありました。そして、ですからこれは江戸時代の遺構であります。

そして、三の丸土塁の上に建っている西條天満宮というのは、詳しくは申し上げませんが、これは南北朝時代の歴史にまつわる遺構でありますので、それで二つの時代の歴史的なものというふうに言うことができます。それらを生かしながら、市民の皆様あるいは観光客の方々が歴史を感じる、あるいはそこで楽しいひとときを過ごしていただくということでもありますので、完璧に歴史施設の復元ということに終始するわけではなくて、その歴史性とそれから憩いの場、これを合体させた施設というふうにとらえていただければよいというふうに思います。

そういう中で、米沢市は花と樹木におおわれたまちづくりというのを進めているわけですが、西條天満宮を囲んでいる大木、いわゆる鎮守の森になっております。そして、御質問の中に御提案としてありましたが、この公園にはこれからさまざまな樹木を植栽していきますので、鎮守の森がさらに拡大するというふうにとらえていただきたいというふうに思います。そういうことによって、花と樹木におおわれたまちづくりの事業がとまちなかで展開されるという、そういう面もこの歴史公園にはあります。

また、武者道についてであります。これは三の丸のお堀がありますが、堀の端が狭く通路になっていたわけであり。すなわち、お堀自体が軍事施設でありますので、その軍事施

設を走り抜けるための狭い道路が武者道であります。江戸時代になって泰平の世の中になりますと、侍がお城に上がるために通ったりということもいたしましたが、そもそもはそういう軍事施設であって、しかしそれを今現在残っている形からいきますとお堀とセットにして軍事施設の復元というようなことにはなかなかいかないものですから、それよりも市民の方や観光客の方がかつてお堀のあった風景、そしてその端に侍が走り抜ける道路があったという、そういうことを想像しながら歩いていただける楽しい散歩道というイメージを考えております。

そのようにして、歴史を感じる、学ぶというようなことと、それから市民の方、観光客の方が楽しく憩うという、二つが合体したものというふうにとらえていただければというふうに思っています。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 斎藤産業部長。

〔斎藤友久産業部長登壇〕

○斎藤友久産業部長 私から、初めに米の加工についてお答えしたいと思います。

本市農業の基幹作物である米を利用した加工は、冬期間の農業所得の確保や雇用の創出という観点からも有効な手段であると考えております。米沢地方においては、昔から酒、しょうゆ、みそ、三五八などに加えて、せんべい、お菓子などの米の加工が定着してきております。本市でも、これから米の加工に取り組まれる商品として、切りもちやもち加工品、米粉や米粉めん、そして麴などがあります。県外の農業法人では、いかめしの加工販売をしているような例もございます。

また、菓子類としてはせんべい、大福、ゆべしや団子、最上地方のくじらもち、県外ではいろいろなどの加工品があると承知しております。そして、御提案のあった酒類では、どぶろくや清酒もあります。そのほか、米油やビーフン、

ライスヌードル、ライスペーパーなども加工品としてあるところであります。

今後期待できるものの一つとしては、米粉が考えられると思います。輸入小麦の代替としては、現在のところ生産コストの面で価格的に不利ではありますが、食料自給率の向上や健康志向の観点から国や県でも普及に力を入れており、さらに家庭用の米粉パン炊飯器の普及や学校給食での米粉パン、米粉めんの利用拡大もできております。流通・外食関係の大手企業での米粉利用も始まっていることから、今後とも注目していきたいと考えております。

農林漁業者が行う農産物の加工販売についても、国では昨年3月にいわゆる6次産業化法を施行し、支援することになっており、現在市内の農業法人が国の認可を受けて事業に取り組んでいるところでございます。

続きまして、どぶろく特区についてお答え申し上げます。

とぶろく特区は、地域振興を目的とし、平成14年の行政構造改革によってできた構造改革特区区域であり、国内には20地区以上あり、県内では飯豊町と酒田市が認定を受けております。どぶろく特区の認定自体は、地域限定などの要件はないためそれほど困難ではないようですが、おみやげ物として販売する場合には酒税法が適用されることから縛りが多いようですので、特区の申請に当たってはどぶろくをどのように活用して地域振興につなげるかや、実施主体などについて関係する機関、団体と十分な協議が必要でありますので、今後の研究課題にさせていただきたいと思います。

続きまして、農家レストランについてお答えいたします。

先ほど、道の駅に併設の関係で市長からも話がありました。本市では米沢の味ABCを初め、四季を通じて豊かな食材が生産されますし、すぐれた発酵食品もありますので、それら

米沢の食材を活用したレストランを道の駅に併設できれば、多くの方々への情報発信が可能となり、物販とあわせて本市産業の活性化を図る上でも大変有効なものと考えております。

道の駅整備の可能性が見出されることになった時点で、食材の供給体制や運営方法、規模などの課題もありますので、生産者や関係団体などと農家レストランの設置について可能なのか、その時点で研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、総合的な雪対策についてのうちの利雪について答弁をさせていただきます。

雪灯籠まつり以外での利雪事業については、各地域で開催をしております雪まつりのような雪に親しむイベント、姉妹都市などの小学生との交流事業、スキー、クロスカントリーの教室や大会などが開催されております。また、克雪という面では、共同で排雪を行う除排雪協力会の仕組みを行っている町内会などがあり、また西部地区では西部地区克雪クリーン作戦対策協議会や西部地区流雪溝利用協力会などの組織があり、それぞれに活動を行い、住民の克雪意識の高揚を図っております。

そのほかの雪の利活用については、再生可能エネルギーの面で雪氷熱を利用した冷房や冷蔵などがあり、市内の企業でも試験的に冷房に使われている例がありますが、最近では県内においても雪室を活用した米などの農産物の熟成保存やブランド化などが進められているようです。

今冬のような降雪は、市民の生活を考えた場合、除排雪などのマイナス面ばかりがクローズアップされておりますが、資源として活用されている事例などもあります。例えばということ

で、議員の方から雪氷熱を活用した冷房システムの優位性をアピールして、データサーバーのバックアップセンターなどの誘致につなげられないかというふうな御提案もございましたが、本市においても今後山形大学工学部とも連携をしながら、再生可能エネルギーの取り組みの方向性を検討する予定にしております。

雪利用の妙案はないかとお尋ねでもありましたが、お時間はいただきますがこうした検討の中で熱エネルギーとしての利活用の可能性を、今後探ってまいりたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、高齢者、障がい者の除雪についてお答えいたします。

この事業は、高齢者が冬期間において支障なく自立した生活が営めるよう除雪援助員を派遣するもので、事業の対象者は高齢者などのみ世帯で、市町村民税額が3万円以下の世帯と限定しておりますことから、ある程度所得の低い世帯を対象に支援を行っているところでございます。また、ことしのような豪雪の場合、上限回数を10回から14回までふやすような対策をとっておりますことから、今後も降雪の状況に合わせまして必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

なお、昨年度、今年度と大雪が続いておりますことから、事業の利用状況などの実績等を踏まえまして、次年度以降につきましては当初から上限回数をふやすように考えてまいりたいと思います。また、除雪援助員が除雪作業を行う場合ですが、事前に利用者宅を訪問し、除雪作業の方法などについて当該お宅と打ち合わせを行ってから作業を行うよう、委託業者にも指導しているところでございます。

今後も、高齢者、障がい者に対しまして、二



ーズに合ったきめ細やかな除雪が行えるよう努めてまいりますので、御理解いただきたいと思います。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 神田教育管理部長。

〔神田 仁教育管理部長登壇〕

○神田 仁教育管理部長 私からは、3番目の世界記憶遺産に向けての内容について御答弁申し上げます。

上杉鷹山の経営哲学を示す資料を世界記憶遺産にとの御質問でございますが、鷹山の質素儉約や産業振興によるさまざまな藩政改革の取り組みやその思想については、広く高い評価を受け脈々と引き継がれており、私たちが誇りを持って後世に引き継ぐ貴重な遺産であると認識しているところでございます。

しかしながら、鷹山の経営改革の資料として、世界記憶遺産に登録するためには、上杉家文書を初めとする古文書類や博物館で所蔵する歴史資料、さらに関係機関で所有する資料などから関連する資料を選定する必要がございます。例として挙げられました「伝国の辞」は上杉神社の所有であり、その他の関係資料につきましても市のほか上杉家など所有者がさまざまにありますので、関係者の御理解を得る必要もございます。

このため、御質問にあります関連資料を世界記録遺産に申請する件につきましては、今後関係者の御意見を聞きながら、まずは研究をさせていただきたいと考えております。

続きまして、御質問にありましたNHK施設につきましては、現在移転の計画がないとのことですので、跡地利用につきましては市としても考えていないところでございます。また、先人顕彰については、本市には長い歴史や文化に培われた精神風土があり、その中で幾多の人材を輩出しております。これらの先人を顕彰することは、その遺徳をしのぶとともに、人

間形成の過程を学ぶなど非常に大きな意義があり、また観光面でも本市を広く紹介することにつながるものと考えております。

このため、本市では平成13年に開館した上杉博物館を整備するに当たっては、常設展示室では展示コーナーの一つとしてさまざまな分野で偉大な業績を上げられました置賜ゆかりの先人のうち、代表的な人物を紹介するとともに、本市のさまざまな偉大な先人についても紹介するコーナーを設けているところであります。

また、このたび新たにまちなかに整備する図書館と市民ギャラリーの機能をあわせ持つ新文化複合施設においては、図書館が所蔵する貴重な歴史資料を初めとするさまざまな資料を活用するとともに、市民ギャラリーの展示機能も生かしながら、先人の功績等を学ぶことのできるコーナーを設けてまいりたいと考えております。

あわせて、市内には我妻榮記念館などの民間の施設もございますので、それらと連携を図りながらさまざまな場を活用して、先人顕彰を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 小林総務部長。

〔小林正夫総務部長登壇〕

○小林正夫総務部長 私からは、4番の避難者に対する独自の支援についてのお尋ねについてお答えをしたいと思います。

最初に、本市における避難者に対する支援の基本的な考え方についてでございますけれども、災害発生からの時間の経過により支援の内容は変化していくものというふうに考えているところでございます。

初めに、一般的な災害支援のあり方でございますけれども、発生直後から3日間程度においては、災害により命や財産が危険にさらされることから、救急救命、避難生活、給食、給水など、生命財産を守る活動が求められるところで

あります。

その後、2カ月間程度においては、ライフラインの復旧や避難所の開設、地域によっては長期の避難生活が余儀なくされることから、少しでも日常生活が安心して送れる生活支援、避難所運営支援、罹災手続の情報提供などが求められるところでもあります。さらに2カ月から数年程度においては、就業支援や心のケアが求められると言われております。

このたびの東日本大震災により、本市に避難されてきた方への支援につきましても同様に、震災直後においては体育館などを避難所として開設し、食事の提供など避難生活を送れる支援を中心に実施してきたところでございます。その後、避難所生活から仮設住宅での生活へという自立支援に向けた準備段階の支援へと移行し、現時点においては避難者の方は県で借り上げた仮設住宅などに入居しておられますが、これは一時的な居住の安定を図ることでもあります。また、被災されている方による生活再建に向けての足がかりともなる役割を果たすものでもあります。

東日本大震災発生後間もなく1年近く経過する現段階においての避難者に対する支援のあり方については、精神的な支援や心のケアにつながる活動を優先的に取り組むべきものと判断しているところでもあります。このため、山形県では米沢市の社会福祉協議会に生活支援相談員を配置し、避難者の安否確認や日常生活の困りごと相談など、訪問活動を通じて不安の解消を図り、避難者の孤立化を防止するための避難者生活相談支援事業を実施しているところでもあります。

次に、東日本大震災による本市への避難者に対する支援として、地域振興券の発行はできないかというお尋ねにお答えをしたいと思います。

地域振興券などを発行した支援につきましても、いわゆる物的支援策の一つとして有効では

あると思われます。本市におきましても、既に昨年9月から独自の避難者支援策の一つとして、お米ギフト券を避難者の方へ支給させていただいているところであります。

さて、御質問の地域振興券の発行でありますけれども、御紹介をいただきました茨城県鹿嶋市の震災復興プレミアム商品券は、今回の大震災により市内に居住している住宅が全壊及び半壊した方を除き、一部損壊という形で直接被害を受けられた世帯に対して地域商工会が発行する震災復興プレミアム商品券をもって給付するといった鹿嶋市独自の支援策であり、さまざまな制限も加えながら実施されたというふうにお聞きしております。

本市では、震災直後東日本大震災に係る緊急経済対策の一環として、15%のプレミアムをつけての愛の商品券の発行支援を5月に行ったところでもあります。さらに、11月にも愛の商品券の発行がなされ、これらは市民に限らず避難され米沢に住んでおられる方々についてもお買い求めいただいたものでありますことから、避難されている方に限っての発行は難しいものと考えておりますので、御理解もいただきたいと思います。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 渡部建設部長。

〔渡部修一建設部長登壇〕

○渡部修一建設部長 私からは、（仮称）まちなか歴史公園と武者道計画についてのうち、市長がお答えした以外のことについてお答えいたします。

初めに、（仮称）まちなか歴史公園についてではありますが、遊具につきましては子供たちがにぎやかに遊ぶために必要であると考えてございますので、全体的な和風のイメージになじむよう極力木製遊具とし、数量や配置についても検討してまいります。また、御提案のウコギの垣根や桜の樹種選定についても検討してまいり

たいと考えているところでございます。

次に、武者道の水路についてありますが、コンクリート製ではなく城下町をイメージして本物の石や切石を積んだものなどにしてはどうかの御提案につきましては、現況の水路が1.1メートルと深く、また道幅が1.8から2.6メートルと狭いため、石積みとした場合公道上のり面勾配が必要となり、道幅がさらに狭くなることから、観光客の方々が歩きにくくなることも考慮の上、現況の道幅を確保できるコンクリート水路とし、武者道を通行する観光客の方々に城下町を感じていただけるよう、景観に配慮した工夫をしてまいりますので、御理解をお願いいたします。

なお、この後地元説明会を開催しておりますので、住民の方々からの御意見も踏まえて、実現可能なものにつきましては極力計画に反映してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○佐藤 兵議長 遠藤正人議員。

○11番（遠藤正人議員） 御回答ありがとうございます。

それでは順不同になりますが、2番目の質問をさせていただきます。

（仮称）まちなか歴史公園と武者道の計画についてであります。先ほどの安部三十郎市長の答弁の中に、歴史性と憩いの場のそういう鎮守の森の拡大ということをいただきまして、私もちょっとイメージしてみました。今建設部長よりも「市民の声をお聞きして、それで事業の方を進めていきたい」とありましたので、ぜひ市民の方から声を聞くということを尊重していただいて、このたびのこの事業の予算は土地の取得費用並びに今回の補正予算を含めて3億円近く、2億9,000万円余りの巨額な公園の事業で、それなり安部三十郎市長が思いを込めて、市当局が一生懸命進める整備事業でしょうから、そういったことをぜひかなえていただくよう、推進していただきたいと思います。

地域のまちおこしに関しては、やっぱり各地区にある宝物といいますか、普通気づかないものを拾い上げて、それを発信していくというのが大切だと思います。先ほど私の方から「例えば」ということで芸能神社、当然行政が神社にかかわることは宗教の関係がありますのでできませんが、この芸能神社に関しては故木村武雄大先生が、その一族の方々が御縁あって米沢に芸能神社を持ってこられたというふうに私は聞いておりますが、そういったものとか何かそういったところで、ほかにはないものを生かすということをやぜひ研究されるという、答弁の中のその「研究」の中に含めていただきたいと思います。

そこで、ちょっとお尋ねします。建設部長の方から、和風関係の遊具を入れたいということで「ウコギや云々」とありましたが、草木塔についての、私たちは草木塔も田沢周辺にあるわけですが、そういったものも私は大切なものだと思いますが、そういったものはどうでしょうか。

○佐藤 兵議長 建設部長。

○渡部修一建設部長 現時点では、草木塔の設置については考えていないところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○佐藤 兵議長 遠藤正人議員。

○11番（遠藤正人議員） （仮称）まちなか公園というのは、米沢城の三の丸跡を歴史として活用するというので、その歴史が漂うような公園にしたいということでありましたが、市長の答弁の中に西條家の神の宝、「神宝」の菅原道真公の画像といいますか、それらの関係で天満神社の旧神殿跡、ただその神殿そのものは大正3年の大火で焼けていまして、大正13年に再興されて、その後その天満神社そのものは今は皇太神社の方に合祀をされて、今はその神殿のみということで、そこを歴史の漂う公園にしたいということなんですけれども。

ぜひ、やっぱり米沢の事業として仮に「歴史」という名称を入れるのであれば、慎重な中でしていただきたい。伝え聞くとところによると「三の丸跡公園」という名称もどうだという声があるとかないとかとも聞きますが、そういったところも市民の方々と対話の中でしていただきたいと思います。

それでは、ちょっと順序が先に戻ります。元気な農業のためになんですが、当局からの回答がありました。農業の振興につきましては今の状況ですから、もうばんばん何でもできることはしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、どぶろく特区についてであります。小泉武夫先生の話の中でどぶろくというのは発酵してつくるわけですから、「全国発酵サミットなんていうのはどうでしょうか」という講演の中身にありましたので、そうなればイベントといいますか観光客の方も来ていただける、そういった予想もありますので、ぜひ研究課題の中に取り入れていただきたいと思います。

なお、つけ加えて農産物の加工であります。当市も舘山リング等の加工等のケーキやお菓子のそういうイベントをなしていますが、市内の米沢商業高校の生徒さんたちもいろいろなショップなどをして、イベント会場でいろいろな知恵をお出しになっていますので、ぜひ大人だけでなくそういう若い人たち、やっぱり若い人たちに気に入っていただける商品というのは伸びると思いますので、ぜひそういった商業高校の生徒さんが頑張っていらっしゃる知恵なども御活用いただきたいと、これは要望にしておきます。

続きまして、雪関係であります。高齢者、障がい者の方々の関連で、これは市単独事業ということで回数制限であります。まさかこんなにこのたび回数が10回、プラス4回で14回としましたが、先ほどの答弁で今後研究ということ

でありましたが、ぜひ公的な介護保険制度がこれに使えるかどうかもちっと研究していただいて、公の保険制度の中で所管が高齢福祉課なわけですから、そういったところで一連の単なる寝たきりや障がいを持った方の介護というんじゃないくて、そういった生活するところも介護保険で該当するかどうか研究していただきたいという要望をさせていただきます。

続きまして、世界記憶遺産についてであります。確かに記憶遺産に指定をもらう云々というのはなかなかハードルの高い大きいことではあります。しかも書物といいますか貴重な資料というのは当然所有が市ではございませんので、いろいろな関係者の方々の御理解を得なければいけないことではあります。世の中でこういったすばらしい上杉鷹山公のような方の改革の精神、不景気になればなるほどこういったものが出ておりますので、ぜひそういったところは「なせばなる」の精神で、最初から頭ではかってできないと思わないで、まず一歩前に行動していただいて研究していただきたいと、このことも御要望申し上げます。

4番目の避難者の方々に対する独自支援であります。これについては私もちょっと国に対して不満があります。国の方では原発避難者特例法ということで、ことし平成24年の1月からということでその法律が出ていますが、この法律が出るのが遅かったためにかなり福島の方々が大変な思いをしています。しかも、福島市の方で自主避難している方、先ほど質問なさった方の答弁の中にも3,800余名の中の半分以上は福島市から来られていると。それで、通常避難した方は住民票を移さないで該当するんですけれども、この法律等によっては福島市は指定の町に入っていないものですから、なかなか移転先の特に米沢市内の窓口でも苦慮しているというところもありますので、ぜひそういったところも踏まえながら避難者の方に、当然市民の方と

同様に優しい対応をしていただきたいというふうに要望したいと思います。

質問よりも要望が多い形になりましたが、3.11からまだ1年たっておりません。あのときの記憶を、私は忘れていけないと思います。こういった中で、ともにきずなで頑張らなければいけないと思いますので、私たちも今後予算委員会等で細かい点は質問させていただきますが、それに対しても誠意を持った対応をお願いしたいと思います。

以上をもって質問を終わります。

○佐藤 兵議長 以上で自民クラブ代表11番遠藤正人議員の代表質問を終了いたします。

.....

散 会

○佐藤 兵議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3時38分 散 会

